

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月24日
【事業年度】	第63期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
【会社名】	ケンコーマヨネーズ株式会社
【英訳名】	KENKO Mayonnaise Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 炭井 孝志
【本店の所在の場所】	兵庫県神戸市灘区都通三丁目3番16号 上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記「最寄りの連絡場所」で行っております。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区中野四丁目10番1号 中野セントラルパークイースト 2階
【電話番号】	03-5318-7530
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 伊藤 和敬
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	66,933	70,812	72,759	73,989	74,480
経常利益 (百万円)	3,426	4,017	4,149	3,145	3,003
親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	2,085	2,867	2,877	2,296	2,058
包括利益 (百万円)	1,684	2,999	3,203	2,476	1,696
純資産額 (百万円)	19,311	28,456	30,984	32,900	34,103
総資産額 (百万円)	42,306	51,442	64,837	70,105	63,767
1株当たり純資産額 (円)	1,358.94	1,727.17	1,880.61	1,996.95	2,069.93
1株当たり当期純利益 (円)	146.76	194.88	174.65	139.40	124.94
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	45.6	55.3	47.8	46.9	53.5
自己資本利益率 (%)	11.2	12.0	9.7	7.2	6.1
株価収益率 (倍)	16.6	14.0	20.0	15.7	16.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,270	4,692	4,950	2,405	5,575
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	458	3,929	11,811	8,895	2,098
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,177	5,603	6,154	4,345	3,657
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	7,412	13,779	13,072	10,927	10,747
従業員数 (外・平均臨時雇用者数) (名)	919 (2,038)	965 (1,916)	982 (1,931)	1,007 (2,028)	1,047 (2,090)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は潜在株式がないため記載しておりません。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第62期の期首から適用しており、第61期連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

( 2 ) 提出会社の経営指標等

回次	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	55,628	59,138	60,777	60,321	59,740
経常利益 (百万円)	2,862	3,012	3,400	3,520	2,532
当期純利益 (百万円)	1,680	2,051	2,276	2,907	1,770
資本金 (百万円)	2,180	5,424	5,424	5,424	5,424
発行済株式総数 (千株)	14,211	16,476	16,476	16,476	16,476
純資産額 (百万円)	18,319	26,589	28,436	30,932	31,899
総資産額 (百万円)	38,393	45,679	50,985	56,280	50,544
1株当たり純資産額 (円)	1,289.11	1,613.87	1,726.01	1,877.49	1,936.17
1株当たり配当額 (円)	28.00	37.00	37.00	30.00	31.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(11.00)	(14.00)	(18.00)	(15.00)	(15.00)
1株当たり当期純利益 (円)	118.25	139.42	138.20	176.50	107.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	47.7	58.2	55.8	55.0	63.1
自己資本利益率 (%)	9.5	9.1	8.3	9.8	5.6
株価収益率 (倍)	20.6	19.6	25.3	12.4	19.0
配当性向 (%)	23.7	26.5	26.8	17.0	28.9
従業員数 (名)	575	592	631	634	666
(外・平均臨時雇用者数)	(903)	(868)	(838)	(834)	(859)
株主総利回り (%)	153.8	175.2	225.0	145.5	137.6
(比較指標: 配当込みTOPIX) (%)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価 (円)	2,557	3,955	4,250	4,485	2,792
最低株価 (円)	1,470	2,209	2,657	1,822	1,660

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は潜在株式がないため記載しておりません。

3. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

## 2 【沿革】

年月	概要
1958年3月	森本油脂株式会社を設立
1961年9月	業務用サラダ向マヨネーズ「ケンコーマヨネーズAS」の製造販売を開始し、食用油販売を中止
1966年6月	ケンコー・マヨネーズ株式会社に商号変更
1967年4月	名古屋店（現 中日本販売本部）を開設
8月	東京店（現 東京本社）を開設
10月	兵庫県神戸市灘区に神戸工場竣工、本社移転
1970年11月	業務用マヨネーズ専門メーカーとなる
1973年6月	仙台営業所（現 仙台支店）を開設
1975年11月	大阪支店を開設
1976年1月	東京都稲城市に稲城工場竣工
3月	福岡営業所（現 九州販売本部）を開設
1977年10月	業界初のロングライフサラダ「ファッションデリカフーズ®」を発売開始
1979年3月	札幌営業所（現 札幌支店）を開設
4月	広島駐在所（現 中四国販売本部）を開設
11月	神奈川県厚木市に厚木工場竣工
1981年8月	浜松駐在所（現 静岡営業所）を開設
1986年12月	ごぼうサラダ（業務用）を発売開始
1988年3月	兵庫県神戸市西区に西神戸工場竣工
3月	千葉営業所（現 千葉支店）を開設
3月	高松営業所を開設
5月	神奈川県厚木市に厚木フードセンター竣工
1989年6月	京都営業所（現 京都支店）を開設
1990年2月	株式会社九州ダイエツクックを買収（現 連結子会社）
5月	神戸営業所（現 神戸支店）を開設
1991年3月	岡山営業所を開設
8月	株式会社丸実フーズ（株式会社ダイエツクック東村山）を買収
9月	株式会社ダイエツクック埼玉設立
1992年6月	ケンコー・マヨネーズ株式会社をケンコーマヨネーズ株式会社に商号変更
1993年4月	グループ統括センター（現 東京本社）を開設
8月	株式会社ダイエツクック白老設立（現 連結子会社）
1994年6月	山梨県西八代郡に山梨工場竣工
11月	日本証券業協会へ株式を店頭登録
1995年3月	株式会社ダイエツクック東日本設立
1996年6月	ライラック・フーズ株式会社を設立（現 連結子会社）
6月	鹿児島営業所を開設
8月	株式会社関西ダイエツクック設立（現 連結子会社）
1997年3月	株式会社ダイエツクックサプライ設立（現 連結子会社）
4月	株式会社ダイエツクック東村山と株式会社ダイエツクック埼玉を統合し、株式会社関東ダイエツクック設立
5月	株式会社ダイエツクック東日本を株式会社関東ダイエツクックに商号変更（現 連結子会社）
2001年1月	株式会社ダイエツクック都城設立
2003年4月	静岡県御殿場市に御殿場工場竣工
2004年3月	株式会社九州ダイエツクックが株式会社ダイエツクック都城を吸収合併
12月	ジャスダック証券取引所に株式を上場（2011年5月に上場廃止）

年月	概要
2005年2月	厚木フードセンターを厚木工場に統合
5月	健可食品（香港）有限公司設立
8月	健可食品（東莞）有限公司設立
8月	サラダカフェ株式会社設立（現 連結子会社）
2006年4月	株式会社ハローデリカ設立（現 連結子会社）
5月	株式会社関東ダイエットクック（新）設立（現 連結子会社）
8月	株式会社関東ダイエットクック（旧）解散
2007年8月	第三者割当による新株式発行
10月	京都府舞鶴市に西日本工場竣工
2009年11月	東京本社移転
12月	稲城工場を厚木工場に統合
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所との合併に伴い、上場取引所は大阪証券取引所（JASDAQ市場）
10月	大阪証券取引所へラクレス市場、同取引所JASDAQ市場及び同取引所NEO市場の各市場統合に伴い、上場取引所は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）
2011年3月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
3月	健可食品（香港）有限公司を頂可（香港）控股股份有限公司に商号変更
3月	健可食品（東莞）有限公司を東莞頂可食品有限公司に商号変更
2012年3月	杭州頂可食品有限公司設立
3月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
7月	PT.Intan Kenkomayo Indonesia 設立（現 持分法適用関連会社）
2014年4月	静岡県富士市に静岡富士山工場竣工
7月	東莞工場を杭州頂可食品有限公司に統合
9月	株式会社関東ダイエットエッグ新座工場を静岡富士山工場に統合
2015年6月	頂可（香港）控股股份有限公司の当社持分を頂全（開曼島）控股有限公司へ全額譲渡
7月	Vancouver Research Office（カナダ）を開設
2017年2月	資本金を5,424百万円に増資
2018年4月	株式会社ダイエットクック白老 新工場竣工（新工場へ移管）
6月	株式会社関東ダイエットクック神奈川工場竣工
11月	MKU Holdings, Inc. 設立（現 持分法適用関連会社）
2019年2月	静岡富士山工場 第2工場竣工
4月	西日本工場 増築工事竣工

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び関係会社11社（2020年3月31日現在）で構成され、食品製造販売を主な内容とした事業活動を行っております。また、別段の表示がない限り、本文中の「当社」とはケンコーマヨネーズ株式会社を意味し、「当社グループ」とはケンコーマヨネーズ株式会社及びすべての関係会社を含んでおります。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置づけは次のとおりであります。

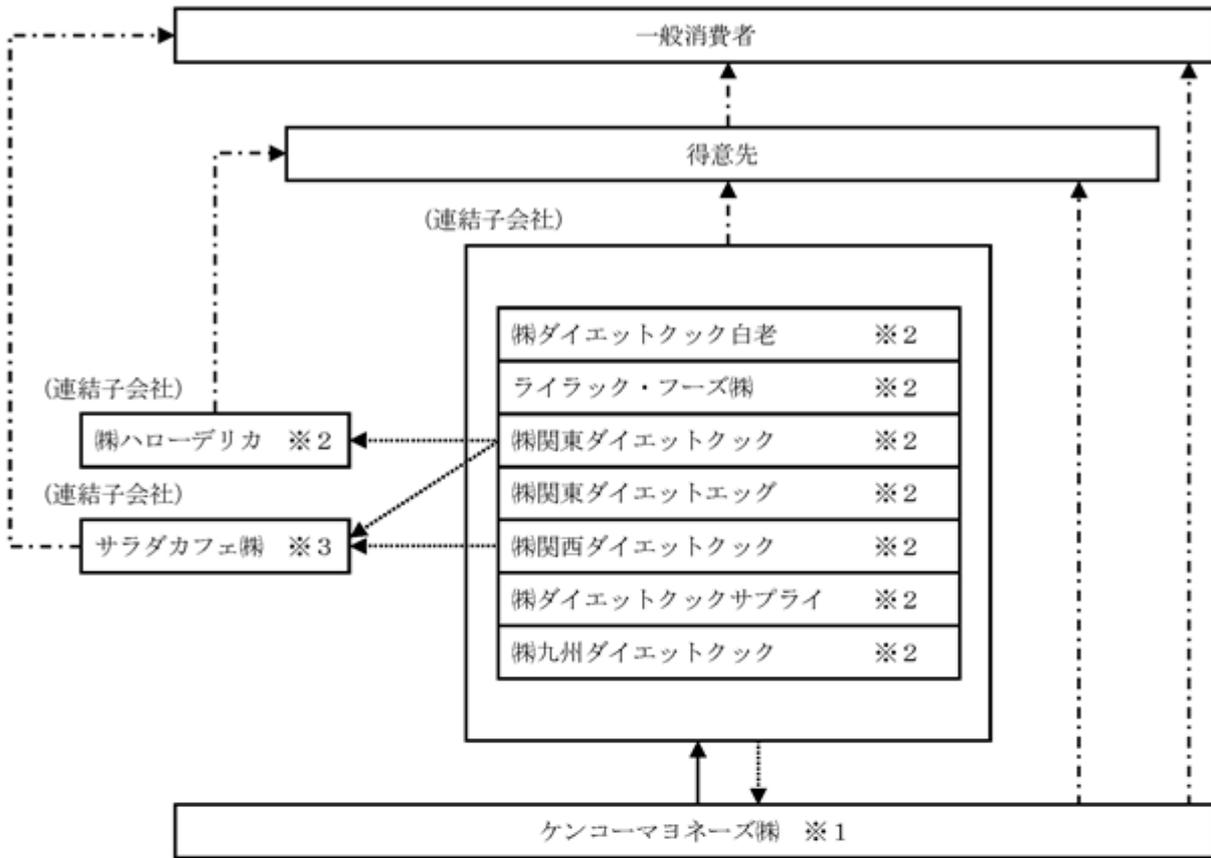
なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

- ・調味料・加工食品事業・・・調理加工食品、マヨネーズ・ドレッシング類及びタマゴ加工品の製造・販売
- ・総菜関連事業等・・・・・・・・フレッシュ総菜（日配サラダ・惣菜）の製造及び量販店等への販売、当社からの調理加工食品及びタマゴ加工品の生産受託事業
- ・その他・・・・・・・・調理加工食品、惣菜類の販売ほか

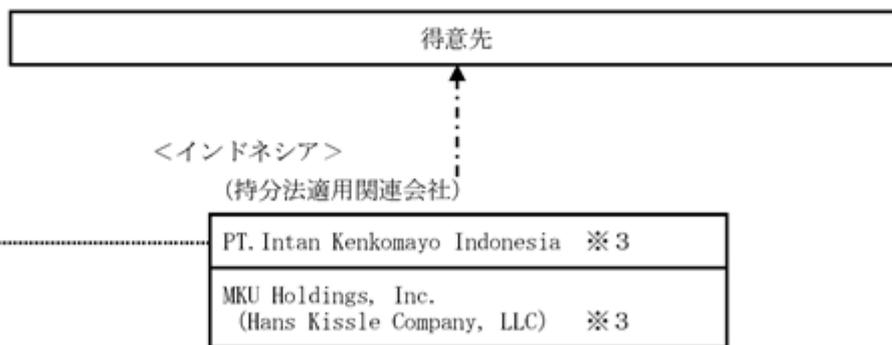
主要な会社	調味料・加工食品事業	総菜関連事業等	その他
ケンコーマヨネーズ株式会社		-	-
株式会社ダイエツクック白老	-		-
ライラック・フーズ株式会社	-		-
株式会社関東ダイエツクック	-		-
株式会社関東ダイエツエッグ	-		-
株式会社関西ダイエツクック	-		-
株式会社ダイエツクックサブライ	-		-
株式会社九州ダイエツクック	-		-
サラダカフェ株式会社	-	-	(販売のみ)
株式会社ハローデリカ	-	(販売のみ)	-
PT.Intan Kenkomayo Indonesia	-	-	
MKU Holdings, Inc.	-	-	

当社グループの状況の概要図は次のとおりであります。

《日本国内》



《海外拠点》



セグメント凡例

※1	調味料・加工食品事業
※2	総菜関連事業等
※3	その他

——	原料供給
.....	製品供給
- - - - -	販売

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 〔被所有〕 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱ダイエツクック白老	北海道白老郡白老町	30	総菜関連事業等	100.0	当社製品の製造 資金の貸付 債務保証 土地の貸与 役員の兼任
ライラック・フーズ㈱	北海道白老郡白老町	10	総菜関連事業等	100.0 (80.0)	当社製品の製造 債務保証 役員の兼任
㈱関東ダイエツクック	埼玉県入間郡三芳町	50	総菜関連事業等	100.0	当社製品の製造 資金の貸付 債務保証 役員の兼任
㈱関東ダイエツクックエッグ	東京都東村山市	50	総菜関連事業等	100.0	当社製品の製造 土地の貸与 役員の兼任
㈱関西ダイエツクック	京都府綾部市	50	総菜関連事業等	100.0	当社製品の製造 役員の兼任
㈱ダイエツクックサプライ	広島県福山市	30	総菜関連事業等	100.0	当社製品の製造 資金の貸付 役員の兼任
㈱九州ダイエツクック	佐賀県佐賀市	78	総菜関連事業等	100.0	当社製品の製造 役員の兼任
サラダカフェ㈱	大阪府吹田市	20	その他	100.0	資金の貸付
㈱ハローデリカ	埼玉県入間郡三芳町	10	総菜関連事業等	100.0 (100.0)	
(持分法適用関連会社) PT.Intan Kenkomayo Indonesia	Jakarta Indonesia	800 (億IDR)	その他	49.0	役員の兼任
MKU Holdings, Inc.	Massachusetts USA	107 (百万USD)	その他	20.0	役員の兼任

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。  
 2. 「議決権の所有〔被所有〕割合」欄の(内書)は、間接所有割合であります。  
 3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。  
 4. ㈱ダイエツクック白老、㈱関東ダイエツクックエッグ、㈱九州ダイエツクックは、特定子会社に該当しません。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
調味料・加工食品事業	666 (859)
総菜関連事業等	340 (1,013)
報告セグメント計	1,006 (1,872)
その他	41 (218)
合計	1,047 (2,090)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、パートナー社員及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### (2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
666 (859)	36.9	11.8	5,780

セグメントの名称	従業員数(名)
調味料・加工食品事業	666 (859)
合計	666 (859)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、パートナー社員及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループは、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社は、「食を通じて世の中に貢献する。」を企業理念とし、当社グループの思いをグループ経営理念「心身(こころ・からだ・いのち)と環境」にこめております。企業活動を通じて関係するすべての方々の心と身体、生命を大切にしたい、また命の源となる食べ物を育む地球環境に係る問題に真摯に取り組んでまいります。

現在は「サラダNo.1企業を目指す。」「品質、サービスで日本一になる。」ことをグループ経営方針とし、サラダをメインディッシュとして、食卓の主役となる「サラダ料理」の確立に取り組んでいます。業務用食品メーカーとして、育み積み上げてきた実績とノウハウを活用しながら、様々な食スタイル・食シーンをさらに演出し、市場演出型企业としてのケンコーマヨネーズの価値向上にも努めてまいります。

当社グループが目指すべき方向性として次を掲げております。

サラダNo.1企業を目指す。

サラダが主役、サラダが主食、サラダが食卓の王様を合言葉に、サラダを進化発展させた「サラダ料理」をもって成長発展し続けてまいります。

品質、サービスで日本一になる。

お客様の満足のために安全・安心・高品質な商品を提供することは私たちメーカーの責務と考え、より高い品質・サービスを目指してたゆまぬ努力を続けてまいります。

グローバル企業へ推進し続ける。

持続的成長のために、グローバルに対応した企業を目指してまいります。

#### (2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、企業理念のもと、持続的に成長発展し続けるために、2018年度から2020年度の3か年を対象とした中期経営計画『KENKO Value Action ~価値の創造~』を策定しております。基本方針として「CSV経営」を掲げ、社会と企業の双方に共通価値を生み出す企業活動を行ってまいります。

「CSV経営」の5つのテーマと実践内容は下記のとおりとなります。

地域貢献	地域貢献度 1 を目指して	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポテトサラダの主原料であるじゃがいもの産地開拓を行い、地域の活性化と原料の安定確保を実現します。</li> <li>・地域での雇用促進を積極的に行っています。</li> <li>・地域イベント、清掃活動、食育活動に積極的に参加しています。</li> </ul>
環境・資源	資源、エネルギー利用の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロエミッションを目指し3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動に取り組み、工場からの廃棄物抑制、削減を実践しています。</li> <li>・「ROOT TO STEM（根から茎まで）」を提唱し、原料を無駄なく使用したメニューの開発を行っています。</li> </ul>
サプライチェーン	サプライチェーンの短縮と事業活動の改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査や管理がされた適切な原料を選定し仕入れを行うことで、お客様により安全・安心な商品を提供します。</li> <li>・円滑な物流管理により、お客様に最適なサービスを提供します。</li> </ul>
ソリューション	「技術・サービス」の事業化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術指導や料理教室などを通じて、これまでに培ってきた技術や収集した情報をお客様に発信しています。</li> <li>・付加価値のある商品づくりや新しい製法技術を開発しています。</li> </ul>
働き方	従業員満足度の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全従業員が社内外で学ぶ機会を持ち、成長意欲ややりがいを持てる制度づくりをしています。</li> <li>・仕事とプライベートを充実させ、全従業員が心身ともに健康な毎日を実現できる職場づくりをしています。</li> <li>・女性の平均勤続年数を向上させ、ライフイベントを経た後のキャリアイメージが描けるような体系づくりを行っています。</li> </ul>

セグメント別の事業戦略は下記のとおりとなります。

#### 調味料・加工食品事業

- ・生産拠点構想に基づく生産能力増強を活かした販売拡大戦略
- ・女性の社会進出や健康志向の高まりなど、環境の変化に対応した商品開発・形態戦略
- ・バンクーバーリサーチオフィスの活用により、グルテンフリーやビーガン等の食に関する海外のトレンドをいち早く取り入れて商品化する戦略

#### 総菜関連事業等

- ・基盤商品であるフレッシュ総菜の販売数量拡大戦略とあわせて、新拠点であるダイエットクック白老、関東ダイエットクック神奈川工場を中心に、新カテゴリーへの取り組みや、肉類・魚類を使用した主菜となる商品の開発を強化する戦略

#### サラダカフェ

・美と健康をテーマにした「美サラダ」ブランドによる商品展開と、主に女性をターゲットにした顧客拡大戦略

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

新型コロナウイルス感染症拡大が進んだ場合、幅広い業態での企業活動の縮小や店舗休業など経済の停滞状態が長期化し、個人消費や輸出の大幅な悪化に加えて企業業績の下振れに伴う大規模な雇用調整や設備投資計画の見直しなど、経済への悪影響がさらに拡大することが懸念されております。

このような事業環境の中、当社グループにおきましては、次の成長へ向けて新設・増設した4つの生産拠点の軌道乗せを完了させることを最重要課題とするとともに、グローバル化の更なる推進及び利益管理の徹底に取り組んでまいります。

(4) 目標とする経営指標

当社グループは、劇的な変化を続ける経営環境に対応し株主利益の増大と企業価値向上のためグループ全体の収益基盤及び財務体質の安定強化を図ってまいります。連結売上高、連結経常利益額を重要な経営指標と捉え、財務体質に関しては自己資本比率50%以上を、配当性向は20%を目標として、その維持・向上を目指しております。

なお、中期経営計画においては、最終年度である2021年3月期の連結売上高を850億円、連結経常利益を46億円の目標金額にしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の鎮静化の時期やその後の景気回復度合い等の先行きが不透明であり、現時点で当社グループの業績に与える影響について合理的な算定を行うことが困難であることから未定としております。今後、合理的な予想の算定が可能となり次第、速やかに公表いたします。

決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
連結売上高 (百万円)	73,989	74,480	未定
連結経常利益 (百万円)	3,145	3,003	未定
自己資本比率 (%)	46.9	53.5	未定
配当性向 (%)	21.5	24.8	未定

## 2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、本文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 経営環境について

当社グループは多品種の食品を取り扱っており、同業他社のみならず異業種との競争が益々激しくなっております。そのような環境の中、日照不足等の天候不順、鳥インフルエンザ、残留農薬等の食品の安全性・信頼性を揺るがす問題等により、売上高の減少に繋がり業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループにおける製品の販売先の大半が日本国内であることから、国内景気の悪化及び市場規模の縮小、主要販売先における販売の不振や商品政策の変更等による需要の後退、地震等の自然災害、火災等の人的災害の発生による生産能力の低下等により、業績に影響を与える可能性があります。

今回発生した新型コロナウイルス感染症は、状況によっては、当社グループの生産工場を休止に追い込む危険性があります。この事態を回避すべく、最大限の在宅勤務や国内外への出張の原則禁止、社内外の連絡や打合せ等は可能な限り電話、メール、WEB会議等を活用するなどの対応とあわせ、生産工場や受注部門は、従業員、お客様、関係者様等の安全・安心に最大限の配慮をし、感染予防策を徹底した上で供給体制を維持してまいりました。

しかしながら、訪日外国人の大幅な減少や旅行・外出の自粛、イベントの中止などで外食産業をはじめ、在宅勤務によって中食を購入する機会が減り、売上高の減少に繋がっております。

2021年3月期は、最善の利益を確保すべく、特命のチームを立ち上げ取組みを実施しておりますが、現時点ではその影響度合いが不透明であり、合理的な見積りが困難であることから、業績への定量的な見積りが難しい状況です。

### (2) 原材料等購入価格の変動について

当社グループの主要な原材料は食用油(大豆、菜種等)・卵・野菜であり、購入価格は内外の商品市場価格及び外国為替相場に大きく影響されます。市場価格の変動リスクのヘッジとしまして海外調達も含め産地分散、及び通年価格契約の実施等を行っておりますが、市場価格の変動が経営成績に影響を与える可能性があります。

また、原油価格が高騰した場合には、物流コストや包材価格が上昇する可能性があります。これらの影響を販売価格に転嫁できなかった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### (3) 製品の安全性について

消費者の食品に対する安全性への関心が高まる中、当社グループは原材料の品質、生産工程等を厳格に管理し、製品の品質や異物混入等には万全の注意を払っております。

万が一原材料や製造工程等に想定外の事態が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

これに対する品質管理の取組みとして、「ISO9001」(品質マネジメントシステム)、「FSSC22000」(食品安全マネジメントシステム)及び「ISO17025」(試験所及び校正機関の能力に関するマネジメントシステム)の取得、トレーサビリティの導入等を行って品質管理には万全の体制をとっております。

### (4) 物流の外部委託について

当社グループの物流は、外部の専門企業に全面委託しております。委託先企業はそれぞれの条件に応じて複数存在しますが、その取引条件の変更や事故あるいは災害によるトラブル発生の場合、販売機会を逸し、製品や原材料を破棄せざるを得ない状況になるなど、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### (5) 情報システムについて

当社グループでは、基幹系システムにより管理している生産・販売・物流・会計等の重要な情報を災害対策を施した外部データセンターに保管するとともに、紛失や改ざん等を防止するため、情報管理体制の徹底やシステム障害等に対する保守・保全等のセキュリティ対策を講じております。

しかしながら、地震等の自然災害をはじめ、予測の範囲を超える事象によりシステム障害等が発生した場合、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### (6) 金融情勢の変動について

当社グループの資金調達は、設備投資計画に基づき必要な資金を長期借入金及び割賦契約により行っております。金利変動リスクを回避するために固定レートによる調達を行っておりますが、金融情勢に大幅な変動が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響する可能性があります。

#### (7) 固定資産の減損について

当社グループは、土地、建物、機械装置等の様々な資産を所有しております。資産の新規取得にあたりましては、各関連部署が連携し投資効果、回収可能性を徹底的に検証・検討しており、職務権限規程に基づき決裁を受けております。また、継続して有効性の確認を行い、固定資産の保全と有効活用に努めております。

しかしながら、外部環境の急激な変化に伴い、時価の下落や収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなった場合、減損損失を計上する可能性があります。業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### (8) 労務について

当社グループは、正社員に加えてパートナー社員、アルバイト等も受注業務及び生産業務等に従事しており、勤務者の就業等に関する法律の改正等が行われた場合には費用が変動する可能性があります。業績に影響を与える可能性があります。

#### (9) 中期経営計画について

当社グループは、更なる飛躍を目指して中期経営計画を策定しておりますが、取引先の業況及び経済情勢などの事業環境に大幅な影響を与える変動が発生し、中期経営計画策定時の前提と異なった場合は目標数値を達成できない可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりです。

#### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）における我が国の経済は、10月からの消費税率引き上げによる個人消費の落ち込みに加えて、2月以降は新型コロナウイルス感染症の影響による訪日外国人の大幅な減少や旅行・外出の自粛、イベントの中止などの経済活動の停滞により、景気に急速な落ち込みがみられました。

このような事業環境の中、当社グループにおきましては、前連結会計年度より次の成長へ向けて中期経営計画『KENKO Value Action ～価値の創造～』を進めております。この中期経営計画の基本方針は、「CSV経営（Creating Shared Value）～共通価値の創造～」とし、社会と企業の両方に価値を生み出す企業活動を実践していくため、次の5つのテーマを掲げております。

- ( ) 地域貢献 ～地域貢献度No.1企業を目指して～
- ( ) 環境・資源 ～資源・エネルギー利用の効率化～
- ( ) サプライチェーン ～サプライチェーンの短縮と事業活動の改革～
- ( ) ソリューション ～「技術・サービス」の事業化～
- ( ) 働き方 ～従業員満足度の向上～

以上の「CSV経営」における5つのテーマに基づいた3つの事業戦略は次のとおりであります。

- <1>お客様と共にビジネスを創造・・・お客様の抱える課題に対して、当社の「商品力」、「メニュー提案力」、「情報発信力」等のノウハウを活かし、ともに課題解決に取り組む
- <2> “創り・応え・拡げる”生産体制・・・お客様への安定した商品供給体制の構築により、グループ総合力で業務用市場を支えていく
- <3>サラダ料理を世界へ・・・サラダ料理を世界に向けて提案・拡販を目指す

(イ) 財政状態の状況

(資産)

流動資産は、25,617百万円(前連結会計年度比2,327百万円の減少、8.3%減)となりました。これは主に受取手形及び売掛金が1,999百万円減少したこと等によるものであります。

なお、現金及び預金の詳しい増減につきましては、連結キャッシュ・フロー計算書をご参照下さい。

固定資産は、38,149百万円(前連結会計年度比4,010百万円の減少、9.5%減)となりました。これは主に機械装置及び運搬具の減価償却累計額が1,976百万円増加したことによるものであります。この結果、総資産は63,767百万円(前連結会計年度比6,337百万円の減少、9.0%減)となりました。

(負債)

流動負債は、15,757百万円(前連結会計年度比4,566百万円の減少、22.5%減)となりました。これは主に買掛金が1,709百万円、未払金が1,328百万円減少したことによるものであります。

固定負債は、13,907百万円(前連結会計年度比2,973百万円の減少、17.6%減)となりました。これは主に長期借入金が1,513百万円減少、長期未払金が1,366百万円減少したことによるものであります。この結果、負債合計は29,664百万円(前連結会計年度比7,540百万円の減少、20.3%減)となりました。

(純資産)

純資産合計は、34,103百万円(前連結会計年度比1,202百万円の増加、3.7%増)となりました。これは主に利益剰余金の増加によるものであります。また、自己資本比率は53.5%(前連結会計年度比6.6ポイント増)となりました。

(ロ) 経営成績の状況

(売上高)

売上高につきましては、2月以降は新型コロナウイルス感染症による影響がありましたが、前連結会計年度より稼働を開始した株式会社ダイエットクック白老及び株式会社関東ダイエットクック神奈川工場の売上高増加により増収を確保することができました。

(利益)

利益につきましては、株式会社ダイエットクック白老及び株式会社関東ダイエットクック神奈川工場が収益改善を進めてまいりましたが、新生産拠点稼働に伴う固定費の増加により減益となりました。

当連結会計年度における連結売上高は74,480百万円(前連結会計年度比490百万円の増加、0.7%増)、連結営業利益は2,900百万円(前連結会計年度比215百万円の減少、6.9%減)、連結経常利益は3,003百万円(前連結会計年度比141百万円の減少、4.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,058百万円(前連結会計年度比238百万円の減少、10.4%減)となりました。

(調味料・加工食品事業)

サラダ・総菜類につきましては、主力商品の1kg形態のポテトサラダや素材を活かしたチルドポテトが伸長しました。製パン向けのツナサラダやコンビニエンスストア向けのゴボウサラダが増加し、外食向けでは大豆ミートを使用した商品が増加しました。

タマゴ加工品につきましては、天候不順等の要因による消費低迷やメニューの減少等により、コンビニエンスストア向けのタマゴサラダ等が減少しました。

マヨネーズ・ドレッシング類につきましては、スーパー向け袋タイプのマヨネーズやバターを使用したソースの商品が伸長しましたが、大型形態のマヨネーズや1Lタイプのドレッシングが減少しました。

この結果、当連結会計年度におけるセグメント売上高は59,093百万円(前連結会計年度比596百万円の減少、1.0%減)、セグメント利益は2,532百万円(前連結会計年度比687百万円の減少、21.4%減)となりました。

(総菜関連事業等)

前連結会計年度より稼働を開始した株式会社ダイエットクック白老、株式会社関東ダイエットクック神奈川工場や基盤商材であるポテトサラダの伸長により増加しました。

この結果、当連結会計年度におけるセグメント売上高は14,250百万円(前連結会計年度比1,144百万円の増加、8.7%増)、セグメント利益は396百万円(前連結会計年度末は83百万円のセグメント損失)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、10,747百万円(前連結会計年度比179百万円減少)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、5,575百万円(前連結会計年度比3,170百万円の増加)となりました。これは主に税金等調整前当期純利益3,104百万円、減価償却費2,966百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、2,098百万円(前連結会計年度比6,797百万円の増加)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出2,017百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、3,657百万円(前連結会計年度比8,002百万円の減少)となりました。これは主に長期借入金の返済による支出1,696百万円、割賦債務の返済による支出1,459百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

(イ) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
調味料・加工食品事業	59,287	0.7
総菜関連事業等	13,564	5.9
報告セグメント計	72,852	0.5
その他	840	2.3
合計	73,692	0.4

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(ロ) 受注実績

当社グループは販売計画に基づいて生産計画をたて、これにより生産しているため、受注生産を行っておりません。

(ハ) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
調味料・加工食品事業	59,093	1.0
総菜関連事業等	14,250	8.7
報告セグメント計	73,344	0.8
その他	1,136	4.9
合計	74,480	0.7

- (注) 1. 上記の金額にはセグメント間取引の金額は含まれておりません。  
2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
ベンダーサーピス株式会社	8,902	12.0	8,550	11.5

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に基づいて作成されております。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたっては、決算日における資産・負債の報告金額及び報告期間における収益・費用の報告金額に影響する見積り、判断及び仮定を必要としております。過去の実績や状況を踏まえ合理的と考えられる様々な要因に基づき、継続的に見積り、判断及び仮定を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況」に記載しておりますが、次の重要な会計方針が連結財務諸表作成における重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、足元の業績に影響が生じております。ただし、固定資産の減損の兆候が見られた資金生成単位のうち主要なものについては、減損の認識の判定に用いた事業計画と4月以降の業績を対比した結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が軽微であったため、今後も同様に軽微な状況が継続するという仮定に基づいて、会計上の見積りを行っております。なお、固定資産の減損の兆候が見られた資金生成単位のうち主要なもの以外のもの及び税効果会計等におきましては、今後、2021年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続する仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

(イ) 投資有価証券の減損処理

当社グループでは投資有価証券を保有しており、評価方法は時価のある有価証券については時価法を、時価のない有価証券については原価法を採用しております。保有する有価証券につき、時価のあるものは株式市場の価格変動リスクを負っていること、時価のないものは投資先の業績状況等が悪化する可能性があること等から、合理的な基準に基づいて投資有価証券の減損処理を行っております。

当社グループでは投資有価証券について必要な減損処理をこれまでに行ってきたしておりますが、この基準に伴い、将来の市況悪化又は投資先の業績不振等により、現状の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が発生し、減損処理が必要となる可能性があります。また、北米事業にはのれん相当額が含まれており、必要に応じて減損の要否検討を行うものとしております。

(ロ) 繰延税金資産の回収可能性の評価

当社グループは、繰延税金資産について将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を十分に検討し、回収可能見込額を計上しております。しかし、繰延税金資産の回収可能見込額に変動が生じた場合には、繰延税金資産の取崩し又は追加計上により利益が変動する可能性があります。

(八) 固定資産の減損

当社グループは、固定資産の収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなった場合、主要取引先への販売計画等に基づく回収計画を策定し、その回収可能額まで減損損失を計上しております。主要な取引先への依存度が高い生産拠点などでは、その販売状況によって稼働率が大きく左右されるため、将来の販売計画において不確実性が高まった場合、追加の減損損失が必要となる場合があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの経営成績に影響を与える大きな要因としては、市場動向、原材料費動向、人材動向、品質管理の状況などがあげられます。

#### （市場動向）

当社グループにおける製品の販売の大半が日本国内であることから、同業他社のみならず異業種との競争が益々激化しており、また、国内景気の悪化、市場規模の縮小など経営環境は依然として厳しい状況であると認識しております。

2019年夏を中心に長雨や低温が続いた天候不順等による消費低迷、またコンビニエンスストアを中心に採用メニューが減少した影響等によりタマゴ加工品の販売が苦戦したほか、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少しました。

一方で、連結子会社の事業である総菜関連事業等は、増収増益となりました。2018年に稼働を開始したダイエットクック白老新工場及び関東ダイエットクック神奈川工場による効果が増収に寄与しております。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響につきまして、外食では、2月後半から業界全体で売上の減少が目立ち始め、特に東京都が週末の外出自粛要請を出した3月下旬以降は客足が一段と落ち込み、業界全体で深刻な影響が出ております。

足元、4月から5月にかけても大幅な減少傾向が続いており、3月以上の落ち込みが予想されております。コンビニエンスストアも、外出自粛等の影響から来店客数は減少しております。中食を含めた食品の売上高は全般的に減少しております。量販店（食品スーパー）につきましては、在宅時間の増加に伴い家で食事をする需要が高まり、売上は増加傾向となっておりますが、惣菜については3月の売上が前年同月比で微減となっております。

#### （原材料費動向）

当社グループの主要な原材料は食用油（大豆、菜種等）・卵・野菜であり、購入価格は内外の商品市場価格及び外国為替相場に大きく影響されます。

大豆相場は南米産豊作と米中貿易問題の影響を受け、2019年5月上旬には8ドル割れまで下落しました。しかし5月下旬以降北米の作付け遅れや乾燥影響により米国大豆の生産量が減少となったことから上昇し、12月末には9ドル半ばまで上昇しました。1月以降新型コロナウイルス感染症拡大により2020年3月には8ドル半ばまで下落しました。為替は2019年4月は111円後半でありましたが貿易問題長期化と米国利下げ等で8月に105円前後まで円高が進み、2020年2月～3月は新型コロナウイルス感染症拡大により101円～112円の間で激しく変動しました。

一方、鶏卵相場平均は182円となり前年度より11円上昇しました。昨秋の大型台風の影響により養鶏場が甚大な被害を受けたのが主たる要因です。また年明け相場の初値は160円と昨年1月と比較して60円高くスタートし、1月170円（前年+49円）、2月185円（前年+33円）、3月197円（前年+28円）と高水準で推移しました。

#### （人材動向）

当社グループは、正社員に加えてパートナー社員、アルバイト等も受注業務及び生産業務等に従事しておりますが、我が国が少子高齢化社会による人材不足の状況であることを認識しております。よって、人員不足に備えて更なる生産効率、合理化向上のための機械設備のロボット化等を実施してまいります。

#### (品質管理の状況)

当社グループの取り扱う商品・サービスは食品衛生法、食品表示法、JAS法等による定めがあり、法令を遵守しなければなりません。また、消費者の食品に対する安全性への関心が高まる中、当社グループは品質管理の徹底と万全の体制をとっておりますが、現状の品質体制をより高度化する取り組みを行ってまいります。

資本の財源及び資金の流動性については、以下のとおりであります。

#### (イ) キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

#### (ロ) 資金需要

当社グループの資金需要は運転資金需要と設備資金需要であります。運転資金需要の主なものは、原材料仕入などの製造に関わる費用、物流費などの販売費等によるものであります。また、設備資金需要としましては、工場内設備の投資及び工場建設によるものであります。

#### (ハ) 財務政策

当社グループは、運転資金を内部資金より充当しておりますが、新型コロナウイルス感染症により手元流動性に影響が出ると想定される場合には、従前より資金調達枠として確保している特別当座貸越(59億円)による調達のほか、コミットメントラインや政府による資金繰り支援融資とあわせて外部からの調達を検討してまいります。なお、当連結会計年度末の特別当座貸越による借入実行残高はありません。

設備資金につきましては、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入及び割賦契約により行っておりますが、償還期間等を勘案しつつ有利子負債の圧縮にも努めております。資金調達コストや金利リスクの低減のため、金利変動リスクを回避するために、調達手段として長期借入金、固定金利等での調達を基本としております。当連結会計年度の長期借入金残高は8,571百万円であり、割賦契約による長期未払金は4,425百万円であります。

また、資本の配分に関しては、株主還元、従業員還元、内部留保(成長資金確保)において適正なバランスで配分することを基本としております。

( 3 ) 経営者の問題意識と今後の方針について

昨今の日本は、国内の人口減や少子高齢化の進行により、市場は縮小傾向にあります。一方世界に目を向けますと、世界の人口はアジアを中心とした新興国で増加しており、国連予測では2050年には97億人にまで増加するともいわれております。

このような環境において、国内を主な市場としてきた当社にとって、今後の持続的成長のためにはグローバルに対応した企業を目指すことが必須と考えており、現在は、情報収集、商品開発、人材育成、輸出販売、北米・インドネシアに構える海外拠点等を切り口にグローバル企業を目指す体制の構築に注力しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態宣言や外出自粛等により、コンビニエンスストアや外食産業における店舗運営、テレワークによる生活スタイルの変化により食を取り巻く環境は一変しました。

2020年度は中期経営計画『KENKO Value Action』の最終年度を迎えます。大変厳しい環境下ではありますが、次の成長戦略（次期中期経営計画）に繋がられるよう、しっかりと経営基盤を固めてまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

株主間協定

契約締結先	内容	出資比率	合併会社名	設立年月
三井物産株式会社	米国において中食市場への参入を行うための合併事業	当社 20% 三井物産株式会社 80%	MKU Holdings, Inc.	2018年11月

5 【研究開発活動】

当社グループの調味料・加工食品事業では、約80名の開発人員が、マヨネーズ・ドレッシング類、調理加工食品、タマゴ加工品等の各カテゴリー別の商品開発や当社商品を使ったメニュー開発に取り組んでおります。

お客様の使用用途に応じた付加価値や機能性の研究を進め、多くの技術とノウハウを蓄積するとともに、既存の常識にとらわれず「あったらいいな」を形にする新しい発想の商品を開発しています。さらには、ベーカリー、外食、中食、給食などの各業態、業種ごとのメニュー開発を進めており、当社商品を使用したおいしさの提案に加え、お客様側でのオペレーションの簡略化、品質向上、原価低減などプラスアルファでお役立ちできる提案を行っております。

これらは製法開発、健康訴求商品の開発にも対応する組織となっており、お客様のニーズに対応できるだけでなく、より効率の良い商品開発体制の確立と高付加価値商品の開発及び技術レベルの向上に努めております。

以上の活動による当連結会計年度の調味料・加工食品事業に係る研究開発費は614百万円となっております。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は、5,969百万円となっております。

主なものとしましては、西日本工場（京都府）の増設工事によるものであります。

（1）主な投資の内容は、下記のとおりであります。

資産の種類	金額（百万円）	セグメントの名称	内容
建物	2,067	調味料・加工食品事業	西日本工場 増設工事
機械及び装置	3,128	調味料・加工食品事業	西日本工場 増設工事

（2）なお、生産能力に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、除却等はありません。

## 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

### (1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他		合計
東京本社 (東京都杉並区) 他16拠点	調味料・加工 食品事業	その他の設 備	69	10	-	52	214	345	429 (116)
厚木工場 (神奈川県厚木市)	調味料・加工 食品事業	生産設備	172	492	1,020 (9,212)	-	29	1,714	61 (155)
山梨工場 (山梨県西八代都市川 三郷町)	調味料・加工 食品事業	生産設備	144	169	970 (56,652)	-	2	1,287	16 (27)
神戸工場 (兵庫県神戸市灘区)	調味料・加工 食品事業	生産設備	20	31	40 (942)	-	2	94	9 (41)
西神戸工場 (兵庫県神戸市西区)	調味料・加工 食品事業	生産設備	611	283	762 (15,856)	-	25	1,682	52 (143)
御殿場工場 (静岡県御殿場市)	調味料・加工 食品事業	生産設備	87	209	-	-	6	303	18 (67)
西日本工場 (京都府舞鶴市)	調味料・加工 食品事業	生産設備	3,035	3,609	575 (59,840)	-	29	7,249	47 (181)
静岡富士山工場 (静岡県富士市)	調味料・加工 食品事業	生産設備	2,796	4,872	680 (37,310)	-	97	8,447	34 (129)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具備品及びソフトウェアであり、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の金額を含んでおりません。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

### (2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
(株)ダイエットクック白老	北海道 白老郡白老町	総菜関連事 業等	生産設備	2,106	1,049	57 (38,401)	21	3,234	55 (91)
ライラック・フーズ(株)	北海道 白老郡白老町	総菜関連事 業等	生産設備	312	214	-	5	532	36 (86)
(株)関東ダイエットクック	埼玉県 入間郡三芳町	総菜関連事 業等	生産設備	2,587	1,375	1,275 (16,513)	105	5,344	94 (313)
(株)関東ダイエットエッグ	東京都 東村山市	総菜関連事 業等	生産設備	204	80	21 (1,510)	3	310	48 (160)
(株)関西ダイエットクック	京都府綾部市	総菜関連事 業等	生産設備	37	35	-	1	73	27 (97)
(株)ダイエットクックサブ ライ	広島県福山市	総菜関連事 業等	生産設備	140	67	25 (1,239)	2	236	30 (132)
(株)九州ダイエットクック	佐賀県佐賀市	総菜関連事 業等	生産設備	190	77	53 (13,438)	3	325	50 (134)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具備品及びソフトウェアであり、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であります。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、未確定要素が多く合理的な算定が困難であるため、提出日現在における重要な設備の新設、除却等の計画につきましては、未定であります。

( 1 ) 重要な設備の新設等

未定であります。

( 2 ) 重要な設備の除却等

未定であります。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,500,000
計	33,500,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,476,000	16,476,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	16,476,000	16,476,000	-	-

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年1月25日(注)1	2,000,000	16,211,000	2,863	5,044	2,863	5,312
2017年2月17日(注)2	265,000	16,476,000	379	5,424	379	5,691

(注)1. 有償一般募集

発行株数 2,000千株

発行価格 2,987円

発行価額 2,863.80円

資本組入額 1,431.90円

2. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行株数 265千株

発行価格 2,863.80円

資本組入額 1,431.90円

割当先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

#### (5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	34	19	88	108	7	9,016	9,272	-
所有株式数（単元）	-	65,460	688	46,214	18,414	14	33,937	164,727	3,300
所有株式数の割合（％）	-	39.74	0.42	28.05	11.18	0.01	20.60	100.00	-

（注）自己株式578株は、「個人その他」に5単元、「単元未満株式の状況」に78株含まれております。

( 6 ) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(注)1	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,512	9.18
株式会社ティーアンドエー	東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号	1,407	8.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)(注)2	東京都港区浜松町二丁目11番3号	780	4.74
第一生命保険株式会社(常任代理人:資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 (中央区晴海一丁目8番12号)	757	4.59
NORTHERN TRUSUT CO.(AVFC) RE HCROO(常任代理人:香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	641	3.90
日本生命保険相互会社(常任代理人:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 (港区浜松町二丁目11番3号)	577	3.50
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	559	3.39
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	559	3.39
キッコーマン株式会社	千葉県野田市野田250番地	491	2.98
一般財団法人旗影会	東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号	450	2.73
計	-	7,735	46.95

- (注) 1. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、1,362千株であります。
2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、569千株であります。

## ( 7 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,472,200	164,722	単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 3,300	-	一単元(100株)未満株式
発行済株式総数	16,476,000	-	-
総株主の議決権	-	164,722	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式78株が含まれております。

## 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ケンコーマヨネーズ 株式会社	東京都杉並区高井戸東 三丁目8番13号	500	-	500	0.00
計	-	500	-	500	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	578	-	578	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社グループは、企業価値の向上を目指すとともに、株主の皆様へ安定した利益還元を維持継続し、配当性向を向上させることを経営の重要課題としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当金については株主総会、中間配当金については取締役会であります。

当事業年度の配当金につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり31円（うち中間配当金15円）を実施することを決定しました。

内部留保金につきましては、安定した利益配分の財源として今後の成長に向けて事業基盤強化を進めてまいります。また「積極投資と財務の健全性維持との両立を目指す」という財務目標を達成させ、株主の皆様への一層の利益還元を目指してまいります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年11月8日 取締役会決議	247	15.00
2020年6月24日 定時株主総会決議	263	16.00



(口) 会社の機関の内容

<取締役会>

当社の取締役会は、代表取締役社長 炭井孝志が議長を務めております。その他のメンバーは取締役専務執行役員 寺島洋一、取締役専務執行役員 木佐貫富博、取締役常務執行役員 伊藤和敬、取締役執行役員 京極敦、社外取締役 櫻本和美、社外取締役 今城健晴、社外取締役 三田智子の取締役 8 名で構成されております。

経営の方針、決算承認等の重要事項を決定する機関として毎月 1 回以上定例取締役会を開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会には監査役も出席し、経営上の重要事項の決定に至るまでの経緯他を監視、監督しております。

<監査役会>

当社は監査役会制度を採用しております。社外監査役 神田憲樹、監査役 渡辺亮彦、社外監査役 田島正人、社外監査役 原田義夫の監査役 4 名で構成されております。

監査役会規程、法令、定款に基づき、監査方針、監査意見を形成する機関として毎月 1 回開催しております。また、監査室との緊密な連携のもと、定期的かつ随時必要な監査を実施しております。

<経営会議>

経営会議は、代表取締役社長 炭井孝志が議長を務め、取締役専務執行役員 寺島洋一、取締役専務執行役員 木佐貫富博、取締役常務執行役員 伊藤和敬、取締役執行役員 京極敦の常勤取締役及び執行役員 3 名、監査役と各部門・本部の責任者 2 名を含めた合計 10 名で構成され、毎週 1 回の開催に加え必要に応じて随時開催し、取締役会で決定された経営方針に基づいて行われる業務に関する重要事項を協議・決定し、業務執行状況の報告を受けて業務執行の監督をしております。常勤監査役は、経営会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることであります。詳細な状況報告が必要な局面においては、取締役以外の本部責任者からの報告を受け、幅広い意見交換を図り、この結果を受け機能別組織での迅速な業務遂行に繋げております。

<Work Place 室>

Work Place 室は、リーダーを取締役専務執行役員 寺島洋一とし、メンバーは、取締役常務執行役員 伊藤和敬、取締役執行役員 京極敦、監査役と各部門・本部の責任者 10 名を含めた合計 14 名にて構成されております。

部門及び本部の責任者がともに執務し、日々意見交換・情報収集・現場課題を解決する場として Work Place 室を設置しております。Work Place 室では毎週 1 回の会議開催に加え必要に応じて即時開催し、経営会議で協議・決定された業務に関する重要事項につきタイムリーに審議し、より迅速な業務遂行に繋げております。常勤監査役は Work Place 室会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることであります。

<会計監査人>

会計監査人につきましては、(3) 監査の状況をご参照下さい。

< 顧問弁護士・税理士等の専門家 >

顧問弁護士には、法的な判断を要する案件について助言・指導を求めています。顧問税理士には、税務上の重要な案件につき助言・指導を求めているほか、税務申告の指導を受けております。

< 監査室 >

監査室は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部統制の基本的要素の一つであるモニタリングの一環として内部監査を実施し、内部統制の有効性を確認し、必要に応じてその改善を促す職務を担っております。

< 内部統制室 >

内部統制室は、財務報告に係る内部統制の評価を実施し、内部統制の整備及び運用状況の開示すべき重要な不備を含む評価結果と、外部監査人による指摘事項等を内部統制評価委員会に報告する役割と責任を有しております。

< CSR委員会 >

CSR委員会は、当社グループにおける社会貢献活動（WFPや食育活動等）の計画立案と実施及び進捗確認等を行う機関として毎月1回開催しております。

< リスク管理委員会 >

リスク管理委員会は、当社グループとして考えられるリスク及びクライシスリスクをリストアップし、グループ全体を管理、統括する機関として設置しております。リスク管理委員会は、リスク情報の収集・分析・評価、リスク管理体制の構築・維持管理、重大クライシスリスク対策状況の把握及び社長への報告等を行っております。リスク管理委員会は、2か月に1回開催しておりますが、必要に応じて臨時に開催いたします。

< コンプライアンス委員会 >

コンプライアンス委員会は、取締役会の諮問機関として、当社のコンプライアンスに関する業務を行います。委員会は年間4回以上開催し、臨時委員会は必要に応じて開催するものとします。委員会の委員は、良心に従い、独立してコンプライアンスに関する一切の判断を行い、法令、定款及び当社の定める規則にのみ拘束されます。委員の任期は、就任後1年以内の最初の決算期日までとしております。

< 倫理委員会 >

倫理委員会は、当社グループ内における不正又は不祥事への速やかな対応及び再発防止のために、常設の機関として設置しております。倫理委員会は、当社グループの内部通報に係る一元的相談窓口としての役割を担っております。

< 内部統制評価委員会 >

内部統制評価委員会は、経営者の行う内部統制を補助する役割を担います。内部統制評価委員会は、内部統制の整備及び運用状況、並びに内部統制の有効性評価結果を代表取締役社長、取締役及び監査室へ適時報告し、指示及び助言を受け、プロセスオーナーに対し改善指導を行います。

企業統治に関するその他の事項

(イ) 内部統制システムの整備状況

当社は、「職務権限規程」を始めとした各種規程類により、業務分掌、職務権限、決裁事項、決裁書、決裁権限等の範囲を明らかにするとともに、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図っております。

- ( ) 会社法第362条第5項に基づき、代表取締役により具体的に実行されるべき当社の内部統制システムの構築において、代表取締役が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条の定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めております。

本大綱に基づく内部統制システムの構築は、可及的速やかに実行すべきものとし、かつ、内部統制システムについての不断の見直しによってその改善を図り、それによって、効率的で適法な企業体制を作ることとを目的としております。

- ( ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「取締役会規程」、「文書管理規程」その他関連規程に従い、適切に保存及び管理（廃棄含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行います。

- ( ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、会社経営を取り巻く各種リスクの管理を主管する機関としてリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会はリスク管理に係る規程の整備、運用状況の確認を行います。

- ( ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

様々な経営課題に対し迅速に意思決定するために取締役・執行役員で構成される「経営会議」を決議機関として設置し、原則毎週1回開催しております。

加えて、経営会議で協議・決定された重要事項につき迅速な業務遂行に繋げるために各部門・本部の責任者で構成される「Work Place室会議」を審議機関として設置し、毎週1回の会議開催に加え必要に応じ即時開催しています。

- ( ) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a 当社は、「グループ憲章」を発行し、当社グループの全従業員・全役員に携帯させるとともに、ステークホルダーの立場の尊重を内容に含む企業行動憲章・行動規範を理解・浸透させております。
  - b 当社は、社内の問題・不祥事の未然防止を主管する機関として倫理委員会を設置しております。倫理委員会は「倫理委員会規程」に基づき、各種相談・内部通報の窓口としての役割、及びその連絡方法を全従業員に周知徹底させるとともに、モラル向上の啓蒙活動を実施しております。
  - c 倫理委員会への通報内容がコンプライアンスに関連する事項である場合、倫理委員会は通報者のプライバシーを確保した上でコンプライアンス委員会の開催を決定します。コンプライアンス委員会は「コンプライアンス委員会規程」に基づき、問題の速やかな解決を図るとともに、再発防止の対策を講じます。
- ( ) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a 経営会議及びWork Place室会議には常勤監査役が出席し、必要に応じて意見を述べられることとしております。
  - b 倫理委員会には、監査役1名以上を招集するものとします。監査役が出席できない場合、倫理委員会は監査役に対し速やかに倫理委員会議事録を通知いたします。
  - c コンプライアンス委員会には、監査役1名以上を招集するものとします。監査役が出席できない場合、コンプライアンス委員会は監査役に対し速やかにコンプライアンス委員会議事録を通知いたします。
- ( ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 各監査役は、「監査役会規程」により定める監査方針・相互の職務分掌等に基づき、実効的な監査を実施するものとします。
  - b 監査室は、「内部監査規程」に基づき行う各種監査の結果を監査役に報告し、また監査役との意見交換を通じて監査役の監査の実効性確保に協力いたします。  
当社の内部統制システムといたしましては、取締役会、監査役会、経営会議、Work Place室会議を軸とした相互の連携及び牽制によりコンプライアンスを始めリスク情報の共有とコーポレート・ガバナンスの充実を図る体制となっており、必要に応じて各機関において審議を行っております。
- (口) リスク管理体制の整備の状況
- 事業に関するリスクについては、そのリスクを適切に管理し内容により当社グループ会社がそれぞれ主体的に対応し、重要な事項については、当社の取締役会、経営会議、Work Place室会議等へ報告され、対応を協議しております。

(八) 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社関連事業本部は、本部に所属する各子会社の社長により構成される連結子会社社長会を定期的に開催し、各子会社の業務及びリスクを管理するものとしております。同本部は、各子会社の業務内容に問題を発見した場合、速やかに取締役会に報告するものとしております。

当社は、各子会社の内部監査を主管する機関として監査室を設置しております。監査室は、各子会社等に損失の危険が発生したことを把握した場合、当該危険の内容及び想定される影響等について、速やかに取締役会に報告いたします。

(二) コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

( ) 財務報告に係る内部統制の有効性を自ら評価し、その結果を「内部統制報告書」として公表するために内部統制室が、業務の適法な遂行状況、リスク管理への対応などを含めた業務の妥当性等の監査を継続的に行っております。

( ) 様々な経営課題に対し迅速に意思決定するために取締役及び執行役員で構成される「経営会議」を決議機関として設置し、原則毎週1回開催しております。

加えて、経営会議で協議・決定された重要事項につき迅速な業務遂行に繋げるために各部門・本部の責任者で構成される「Work Place室会議」を審議機関として設置し、毎週1回の会議開催に加え必要に応じ即時開催しています。

( ) 法令遵守活動に向けた取組みの一環として、当社は「グループ憲章」を発行し、当社グループの全従業員・全役員に携帯させるとともに、ステークホルダーの立場の尊重を内容に含む企業行動憲章・行動規範を理解・浸透させております。

( ) 個人情報を含む重要情報漏洩防止の対策措置として、情報の取扱方法の明文化、管理の徹底及びルールの厳格化を行うとともに、ICカードによる入退室管理、パソコンにセキュリティツールを導入するなど物理的対策を実施しております。

( ) 会社経営を取り巻く各種リスクの管理を主管する機関としてリスク管理委員会を設置し、リスク管理に係る規程の整備、運用状況の確認を行っております。

( ) タイムリーな情報開示の一環として、ウェブサイトへの業績関連情報の掲載を実施しております。また、IR活動においては、決算発表時に決算説明会を開催するなど積極的に開示情報の充実に努めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は定款において、社外監査役の会社法第423条第1項に定める責任について、法令が規定する額を限度額として責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

#### 取締役会で決議できる株主総会決議事項

##### (イ) 自己株式の取得

当社は、事業環境の変化に対応した機動的な経営を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

##### (ロ) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

##### (ハ) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を支払うことができる旨を定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

#### 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は2006年5月19日開催の当社取締役会において、当社の企業価値を毀損し、ひいては株主の皆様のご共同利益を害すと考えられる当社買収に対し自衛を図る観点から、特定の法人・個人又はグループ（以下、「特定株主グループ」という。（注1））による当社の議決権割合（注2）の20%を超えて買い進めることを目的とした当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定される。）の買付行為、又は結果として特定株主グループによる議決権割合が20%を超えることとなるような当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を「大規模買付者」という。）に関する対応方針（以下、「本プラン」という。）を決定いたしております。

当社取締役会は、今後、公開買付制度に係わるものを含め関連諸法令の改正等を踏まえ、本プラン及び新株予約権の内容を適宜見直し、本プラン導入の趣旨に沿ったものとすべく必要に応じ修正していくこととしております。また当社は、本プランの検討・導入に関し、日本国の弁護士等第三者からの助言を受けております。

（注1）特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。）又は買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含む。）を行う者とその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）及び特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。）を意味する。

（注2）議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とする。

## a．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は「食を通じて世の中に貢献する。」を企業理念とし、当社グループの思いをグループ経営理念「心身（こころ・からだ・いのち）と環境」にこめております。「サラダNo. 1 企業を目指す。」「品質、サービスで日本一になる。」をグループ経営方針に掲げ、食卓の主役となる「サラダ料理」の確立に取り組み、新たな市場を演出することに注力しながら、すべてのステークホルダーの皆様に信頼され、ご期待にお応えできるよう事業を拡大してまいります。

当社グループは食品メーカーとして、工場の立地する地域社会とも共存共栄を図りつつ事業展開しており、さらに、地道な研究開発による新規商品・新規事業の開発と競争力の強化をベースに、企業としての成長を図っております。従いまして、当社に対する大規模買付行為の提案があったとしても、当社経営ノウハウ・知識・情報及び多数の従業員・顧客並びに取引先・地域社会等のステークホルダーとの間に築かれた関係等の理解なくしては、中長期的な企業価値の極大化の実現は困難であると考え、提案内容や当社の将来にわたる企業価値について判断いただくのは極めて困難であると考えております。

最終的に、大規模買付行為を受け入れるかどうかは株主の皆様判断によるべきものでありますが、上記事情に鑑みますと、大規模買付行為が行われようとする場合には、株主の皆様に対して、当社からはもとより、大規模買付者からも十分な判断材料が提示されるとともに、熟慮のための十分な時間が確保されるべきものと考えます。

また、昨今の我が国資本市場においては、株主・投資家等に対する十分な情報開示がなされることなく、一方的な利得権益獲得のため突然に株券等の大規模買付行為がなされ、結果として対象会社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する事態が発生し得る事例も散見され、これらは多数のステークホルダーに無用な混乱・ダメージを残すこととなり、厳に慎むべきものであります。それは、関係当事者同士が納得、合意した上で友好裡に進められるべきものと考えております。

上記の点を踏まえ、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに基づき行われることが、株主の皆様の共同利益に合致するものと考え、本プランにおいて、一定のルール（以下、「大規模買付ルール」という。）を定めることといたしました。

当社取締役会としては、大規模買付行為に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め大規模買付ルールに基づき判断材料の提示を大規模買付者より受けた場合には、社外取締役及び社外監査役で構成される独立委員会（以下、「企業価値検討委員会」という。）の助言を最大限尊重した上でそれを十分吟味・検討し、当社取締役会としての見解を取りまとめた上で当該見解を適時かつ適切に開示し買付の受入又は代替案の提示等、その見解に基づいた相当の対応をとることといたします。

また、大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を開始しようとする場合には、株主の皆様の共同利益を毀損する当社に対する敵対的買収行為と看做し、取締役会は企業価値検討委員会の助言を最大限尊重した上で必要に応じて相当な対抗措置等の意思決定を行います。

本プランにおける大規模買付ルールは、関係諸法令、裁判例並びに経済産業省及び法務省の定めた「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」及び企業価値研究会の定めた「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に準拠しております。

なお、2020年3月31日現在の大株主の状況は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（6）大株主の状況」に記載のとおりです。大量保有者に該当する株主は相互に自主独立した関係を構築しており、その意思決定は各々別個に独立して行われます。

ｂ．大規模買付ルールの概要

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主の皆様の共同利益に合致すると考えます。

(イ)大規模買付ルール内容

- ( ) 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供される。
- ( ) 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する。

(ロ)大規模買付情報の提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報(以下、「大規模買付情報」という。)を提供していただきます。

項目の一部は以下のとおりであります。

- ( ) 大規模買付者及びそのグループの概要(大規模買付者の資本構成の詳細、事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含む。)
- ( ) 大規模買付行為の目的及び内容
- ( ) 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け又は調達先
- ( ) 大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- ( ) 既に保有する当社株券等に関する担保設定状況
- ( ) 今後買付ける当社株券等に関する担保設定の予定
- ( ) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容

(ハ)「大規模買付意向表明書」の事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出いただくことといたします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、代表者名、事業内容、主要株主、又は主要出資者の概要、設立準拠法、国内連絡先を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後10営業日(初日不算入)以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付いたします。

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、大規模買付情報として不十分と考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報が、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示することといたします。

(二) 情報の検討及び当社意見表明等

次に、当社取締役会は大規模買付行為に関する情報の提供が完了したと合理的に判断されるときには、その旨を大規模買付者に通知いたしますが、当該通知後60日間（初日不算入。対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として与えられるべきものと考えます。

従って大規模買付行為は、取締役会の意見公表後、又は取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものといたします。取締役会評価期間中、当社取締役会は企業価値検討委員会の助言を最大限尊重して、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示することになります。

また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主への代替案を提示することもあります。

(ホ) 企業価値検討委員会

( ) 目的

対応方針に定める大規模買付行為が発生した場合、対応方針上の大規模買付ルールに則って一連の手続が行われていることを確認し、企業価値を守るために取締役会に対して、法的段取りや措置について適切かつ公正中立な立場で助言することを目的とします。

( ) 機能

独立した組織として、合理性、公正性を担保するため、大規模買付行為が判明し次第、買付行為の適正性及び対策について検討し、構成メンバーの同意による決議により、最終的判断を行う取締役会に助言します。取締役会はこの助言を最大限尊重しなければなりません。

( ) 買付行為の是非の判断

- ・企業価値及び株主共同の利益を毀損しないかを検討
- ・大規模買付ルールの遵守の確認
- ・企業価値の収奪性の確認
- ・買収価格の適正性の検討

( ) 第三者専門家の助言

前号に定める検討又は確認に必要と企業価値検討委員会が判断する場合には、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士等）の助言を得ることができるものとします。

( ) 選任

企業価値検討委員会の委員として社外取締役3名及び社外監査役3名を選任します。委員の氏名及び略歴は「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(2) 役員の状況」をご参照下さい。

c. 大規模買付行為への対応策

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主の皆様の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律（対抗措置時の施行後法令を含む。）及び当社定款が取締役会の権限として認める措置を取り大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いたします。

また、具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は（注）のとおりとします。新株予約権の発行株数は当社取締役会が別途定める数とし、複数回にわたり新株予約権の発行を行うことがあります。なお、新株予約権を発行する場合には対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。当該対抗措置により、大規模買付者はその持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」）という経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

（注） 株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

（ ）新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

取締役会で定める割当日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

（ ）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

（ ）発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。取締役会は複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

（ ）各新株予約権の発行価額

無償とする。

（ ）各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で取締役会が定める額とする。

（ ）新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

（ ）新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めないことを新株予約権の行使の条件として定める。新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

（ ）新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

（ロ）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものであったり、目的の不明確性や、買収後の経営の不確実性などから株主の皆様の共同利益に反するおそれがある場合や、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると、企業価値検討委員会が当社取締役会に助言した場合この助言を最大限尊重して、当社としてその旨の見解を改めて開示の上、必要に応じて相当な対抗措置を講ずることになりますので予めご留意願います。

たとえば、以下の場合が対象となります。

（ ）真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず株価をつりあげて高値で株式を当社又は当社関係者に引取らせる目的であると判断される場合又は当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にあると判断される場合

( ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合

( ) 当社の経営を支配後、当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合

( ) 当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合

( ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主にいわゆる反社会的組織、又はその組織が支配・関与する個人・団体が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

( ) 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値の毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持及び向上を阻止する可能性があるなどと合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合

( ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社又は当社グループ会社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を明らかに毀損するものである場合

#### (八) 対抗措置実施決定後の再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置の実施を決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて企業価値検討委員会に諮問した上で再度審議を行い、企業価値検討委員会の助言を最大限尊重した上で対抗措置の中止又は変更に関する決定を行うことがあります。

この場合、当社取締役会は速やかに当該決定の概要及び企業価値検討委員会が必要と認める事項を開示することといたします。

#### d. 株主意思の確認

当社取締役会は、大規模買付ルールに基づく取締役会評価期間満了後、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの決定を行うにあたり、[1]企業価値検討委員会から株主の皆様のご意見を反映すべき旨の助言を受けた場合、又は[2]株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会(以下、「株主意思確認総会」という。)招集の決議を行い、当社株主意思確認総会を開催する場合があります。ただし、当社取締役会が当該買収提案につき、当社の企業価値及び株主の皆様の共同利益の最大化に資すると判断した場合は、この限りではありません。

e．株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について当社株主の皆様の利益を保護するという観点から、株主に、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものであります。

従いまして、今後、大規模買付者が現れた場合や当社株主の皆様及び投資家の方々に影響を与える防衛策を発動することを決定した場合等には、その詳細について速やかに公表することとし、適用法令及び証券取引所規則に基づき適時かつ適切な開示を行います。

また、対抗措置の発動に伴う当社株主の皆様に係わる手続については、以下のとおりとなりますのでご留意願います。株主割当による新株予約権の発行又は行使につきましては、新株予約権又は新株取得をするために所定の期間内に一定の手続をしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、この新株予約権を取得した株主の皆様においてもその権利を行使しなかった場合は、他の株主の皆様が極めて安価に当社株式の発行を受けることにより、結果的に希釈化の不利益を受けることがあります。また、新株予約権の無償割当を受けるべき株主の方々が確定した後において、当社が新株予約権の無償割当を中止し、又は無償割当された新株予約権を無償取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

f．本プランの見直し等

本プランは、2020年6月24日に開催された当社取締役会において具体的運用が適正になれることを条件として、賛成する旨の意見表明がありました。

本プランについては、毎年定時株主総会后、最初に開催される当社取締役会において、継続の可否について検討することとし、また当社取締役会は、企業価値・株主価値向上の観点から、会社法その他企業防衛に係わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて本プランを変更若しくは廃止し、又は新たな対応策等を導入することがあります。

なお、本プランの有効期限は、特段の事情がない限り、2021年6月に開催される定時株主総会終結後に開催される取締役会の終了時までといたします。

g．本プランの合理性

(イ) 買収防衛策に関する指針に定める要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた3原則、すなわち 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、 事前開示・株主意思の原則、 必要性・相当性確保の原則をすべて充足しております。

また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも準拠しております。

(ロ) 企業価値・株主共同の利益の確保又は向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うこと等を可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保又は向上させるという目的で導入・更新されるものであり、大規模買付行為を一概に否定するものではありません。

(ハ) 株主意思の尊重

本プランは、上記「d. 株主意思の確認」に記載のとおり、当社取締役会は本プランの発動の是非について株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認することができるものとしており、本プランの実施においては株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(ニ) 合理的かつ客観的な発動要件

本プランは、上記「c. 大規模買付行為への対応策」に記載のとおり、合理的・客観的要件を充足することを発動要件としており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(ホ) 独立性の高い社外者の判断重視

上記「b. 大規模買付ルールの概要(ホ) 企業価値検討委員会」に記載のとおり、本プランにおいては社外取締役及び社外監査役から構成される企業価値検討委員会が大規模買付行為の是非を判断し、当社取締役会は同委員会の助言を最大限尊重した上で対抗措置発動の是非を決議しなければならない定めとなっております。

企業価値検討委員会により当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう厳しく監視されており、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上に適うよう、本プランの透明な運営の仕組みが確保されております。

(ヘ) 第三者専門家の意見の取得

上記「b. 大規模買付ルールの概要(ホ) 企業価値検討委員会」に記載のとおり、本プランにおいては企業価値検討委員会は必要に応じて自らの判断で独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士等)の助言を得ることが可能となっております。これにより企業価値検討委員会の判断の公正性・客観性が担保される仕組みとなっております。

(ト) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記「f. 本プランの見直し等」に記載のとおり、本プランは有効期間満了前であっても取締役会決議により廃止が可能です。故に、当社株式を大量に買い付けた者が株主総会において取締役を選任し、当該取締役を構成員とする取締役会において本プランを廃止することが可能です。以上の理由から、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を防止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

( 2 ) 【 役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性1名 ( 役員のうち女性の比率8.3% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 代表取締役	炭井 孝志	1953年 8月 7日生	1978年 6月 当社入社 1999年 6月 当社取締役 2000年 6月 当社代表取締役社長(現任)	(注) 3	138
取締役 専務執行役員 生産部門部門長	寺島 洋一	1961年 1月15日生	1983年 4月 当社入社 2013年 4月 当社執行役員品質保証本部本部長 2019年 4月 当社常務執行役員生産部門部門長 2019年 6月 当社取締役常務執行役員 2020年 6月 当社取締役専務執行役員(現任)	(注) 3	5
取締役 専務執行役員 販売部門部門長	木佐貴 富博	1962年 9月15日生	1985年 4月 当社入社 2011年 6月 当社取締役 2013年 6月 当社常務取締役 2015年 6月 当社取締役常務執行役員 2016年 8月 当社取締役専務執行役員(現任)	(注) 3	25
取締役 常務執行役員 管理部門部門長	伊藤 和敬	1962年12月22日生	1985年 4月 当社入社 2015年 4月 当社執行役員商品本部本部長 2019年 4月 当社常務執行役員管理部門部門長 2019年 6月 当社取締役常務執行役員(現任)	(注) 3	6
取締役 執行役員 経営企画本部本部長	京極 敦	1963年 9月11日生	1987年 4月 当社入社 2015年 4月 当社執行役員情報システム本部本部長 2018年 4月 当社常務執行役員経営企画本部本部長 2019年 6月 当社取締役執行役員(現任)	(注) 3	0
取締役	櫻本 和美	1952年 5月17日生	2002年 8月 東京水産大学水産学部教授 2009年 8月 水産庁水産政策審議会会長 2018年 4月 東京海洋大学名誉教授(現任) 2019年 6月 当社取締役(現任)	(注) 3	0
取締役	今城 健晴	1960年 2月11日生	1983年 4月 農林水産省入省 2016年 6月 消費・安全局長 2018年 1月 東京海上日動火災保険株式会社顧問(現職) 2019年 6月 当社取締役(現任)	(注) 3	0
取締役	三田 智子	1960年 3月14日生	1982年 4月 東京国税局入局 2009年 7月 税務大学教授 2017年10月 三田智子税理士事務所開業(現職) 2019年 6月 当社取締役(現任)	(注) 3	-
常勤監査役	神田 憲樹	1956年 9月25日生	1979年 4月 株式会社中島商店入社 2012年 2月 同社取締役経理部長 2016年 1月 アヲハタ株式会社監査役 2020年 4月 当社顧問 2020年 6月 当社監査役(現任)	(注) 4	2
常勤監査役	渡辺 亮彦	1957年 5月 2日生	1982年 4月 当社入社 2011年 4月 当社執行役員経営企画本部本部長 2017年 4月 当社執行役員人事労務本部本部長代行 2020年 4月 当社総務本部本部長代行 2020年 6月 当社監査役(現任)	(注) 4	12

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	田島 正人	1953年 8月13日生	1972年 4月 日魯漁業株式会社入社 2011年 4月 株式会社マルハニチロ食品取締役 業務用食品部長 2018年 4月 マルハニチロ株式会社取締役専務 執行役員家庭用冷凍食品ユニット 長 2019年 7月 当社顧問 2020年 6月 当社監査役(現任)	(注) 4	-
監査役	原田 義夫	1951年 8月30日生	1970年 4月 東京国税局入局 2003年 7月 銚子税務署副所長 2007年 7月 東京国税局調査第一部特別国税調 査官 2012年 8月 原田義夫税理士事務所開設(現 任) 2020年 6月 当社監査役(現任)	(注) 4	-
計					192

- (注) 1. 櫻本和美、今城健晴、三田智子の各氏は、「社外取締役」であります。  
2. 神田憲樹、田島正人、原田義夫の各氏は、「社外監査役」であります。  
3. 取締役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時  
までであります。  
4. 監査役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時  
までであります。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

社外取締役 櫻本和美氏は、東京海洋大学にて研究開発に取り組まれ、その長年の経験を通じて  
広範な知見を有しており、その知見を当社の経営に活かしていただくことが期待できるため、  
社外取締役としての監督機能及びその役割を果たしていただけると考えております。

社外取締役 今城健晴氏は、農林水産省に入省され、消費・安全局長も務められ、食品の安全  
性等広範な知見を当社の経営に活かしていただくことが期待できるため、社外取締役としての監  
督機能及びその役割を果たしていただけると考えております。

社外取締役 三田智子氏は、税理士としての豊富な経験、幅広い見識を持たれており、当社の  
経営に対し公平かつ客観的な立場で意見をいただけることが期待できるため、社外取締役として  
の監督機能及びその役割を果たしていただけると考えております。

社外監査役 神田憲樹氏は、経営者として豊富な経験、幅広い見識を持たれており、当社の経  
営に対し公平かつ客観的な立場に立って社外監査役としての監査機能及びその役割を果たして  
いただけるものと考えております。

社外監査役 田島正人氏は、経営者として豊富な経験、幅広い見識を持たれており、当社の経  
営に対し公平かつ客観的な立場に立って社外監査役としての監査機能及びその役割を果たして  
いただけるものと考えております。

社外監査役 原田義夫氏は、税理士としての豊富な経験、広範な知見を有しており、当社の経  
営に対し公平かつ客観的な立場に立って社外監査役としての監査機能及びその役割を果たして  
いただけるものと考えております。

社外取締役、社外監査役は会社に対する善管注意義務を遵守し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏らず、株主共同の利益に資するかどうかの視点から、客観的で公平公正な判断をなすうる人格、識見、能力を有していると会社が判断していることに加え、東京証券取引所の基準に抵触しないことから、社外取締役、社外監査役として独立性がある（一般株主と利益相反が生じる虞がない）と判断しております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴と当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員として職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

また、社外取締役及び社外監査役による当社株式の保有は「役員一覧」の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、監査の状況について監査役より報告を受けております。あわせて監査室による内部監査の状況及び、内部統制室による内部統制の整備・運用状況の評価状況について、必要に応じて常勤の監査役より報告を受けております。

加えて社外監査役は、会計監査人から直接報告を受けているほか、監査役会における情報交換も行っております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役4名(うち社外監査役3名)で構成されております。監査役会規程、法令、定款に基づき、監査方針、監査意見を形成する機関として毎月1回開催しております。また、監査室との緊密な連携のもと、定期的かつ随時必要な監査を実施しております。

当事業年度において当社は監査役会を、全12回開催しております。個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
阿萬 浩二	12回	12回
千葉 豊	12回	12回
田原 常之	12回	11回
白井 隆明	12回	12回
渡辺 仁司	12回	12回

年度方針として「内部統制システムの構築・運用状況の監査と助言を行う」、「コンプライアンスの遵守状況に関する監査と助言を行う」、「従業員の労務管理状況と心身のヘルスケア進捗状況の監査と助言を行う」等を掲げ、監査役全員の活動として生産工場・各本部・支店及び子会社を対象にした業務監査を合計47回、実施しました。

「コンプライアンスの遵守状況に関する監査」では、法令(労働安全衛生法、食品表示法、産業廃棄物処理法等)、社内規程の遵守状況について、「従業員の労務管理状況と心身のヘルスケア進捗状況の監査」では、残業時間管理を含めた健康管理状況、メンタルヘルス対策についてヒアリングを行い、取り組み内容を把握するとともに必要な助言を行いました。

取締役会、経営会議の他、社内の重要会議、委員会に出席し、会社の重要事項決定の場において必要に応じて意見を述べました。

監査法人と連携し、1年間の監査で実施した監査内容に基づいた監査結果について、内部統制の有効性を含めて報告を受け、報告の後にフリーディスカッションを行い、情報の共有化を図りました。

監査室から提出される監査報告書の内容を適宜確認し、また情報交換を行い、業務遂行の参考にしました。

内部統制室より、年間評価結果及び課題について報告を受けるとともに情報交換を行い、業務監査遂行の参考にしました。

コンプライアンス委員会、倫理委員会のメンバーとして出席し必要に応じて意見を述べました。また、本社において稟議書等の閲覧(4回/年、四半期毎)を行い、決裁権限、決裁基準、法令遵守状況及び保管・管理状況等を確認しました。

## 内部監査の状況

当社における内部監査は、当社代表取締役の直轄部門として監査室（2名）を設置して定期的かつ随時必要な内部監査を実施しております。

監査役と会計監査人は、監査実施状況、内部統制の評価等に関する意見交換等を目的として、定期連絡会を年1回、その他情報交換を適宜行っております。

## 会計監査の状況

### a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### b. 継続監査期間

28年間

上記は、当社が新規上場した際に提出した有価証券届出書における監査対象期間より前の期間については調査が著しく困難であったため、有価証券届出書における監査対象期間以降の期間について記載したものです。実際の継続監査期間は、この期間を超える可能性があります。

### c. 業務を執行した公認会計士

椎名 弘

和久 友子

### d. 監査業務に係わる補助者の構成

当社の会計監査業務に係わる補助者は、公認会計士5名、米国公認会計士2名、公認会計士試験合格者等2名、その他6名であります。

### e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定に際しては、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務ができること、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間、及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断して選定しております。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、確認しております。

### f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っており、同法人による会計監査は、従前から適正に行われていることを確認しております。なお、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係につきましても、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（2）役員の状況 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおりです。

## 監査報酬の内容等

### a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	38	-	39	-
連結子会社	-	-	-	-
合計	38	-	39	-

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 ( a. を除く )

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	0
連結子会社	-	-	-	-
合計	-	-	-	0

当連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、米国の駐在員に対する所得税に関する支援業務等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬の決定方針といたしましては、往査内容や監査日数等の前年実績と当期計画を精査し、報酬単価を勘案し監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な書類の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く)	182	137	21	23	8
監査役(社外監査役を除く)	16	16	-	-	2
社外役員	23	23	-	0	8

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第49回定時株主総会(当該株主総会決議時における取締役の員数は9名)において、使用人分給与を含まず年額3億円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第49回定時株主総会(当該株主総会決議時における監査役の員数は5名)において、年額5千万円以内と決議いただいております。
3. 当社は、2018年5月15日の取締役会をもって、社外取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、2018年6月29日開催の第61回定時株主総会において、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する打ち切り支給を実施する決議をいただいております。

業績連動報酬の方針等に係る事項

常勤取締役の報酬は固定報酬と業績連動報酬からなり、会社の持続的な発展に資するよう中長期的な業績と評価に基づき決定しております。社外取締役は固定報酬のみとなります。

取締役の報酬の決定に際しては、独立社外取締役からの助言を踏まえつつ、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で取締役会において決定しております。2020年度の業績連動報酬の指標は会社業績評価に係る重要な指標であると定めているため経常利益としておりますが、その目標額は未定としているため、合理的な見積りができ次第、設定することにいたします。なお、2019年度は目標額3,300百万円に対し、3,003百万円の実績でありました。監査役の報酬は固定報酬のみであり、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定いたします。

( 5 ) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

事業会社の株式については、株式保有に伴う一層の関係強化により、事業拡大及び収益力強化に繋がることが見込まれ、そのキャッシュ・フロー増加効果により投資資金を回収できる株式について政策保有するものとしております。金融取引先の株式については、当社グループの成長に向けた資金調達円滑化及び財務基盤の安定強化に繋がると判定した株式について政策保有するものとしております。これらの保有目的の適切性及び保有に伴う効果について精査した上で、保有の継続又は、売却等による縮減を判断しております。

一方、保有目的が純投資目的である投資株式については、当社の金融商品に対する取組方針から、基本的に保有しないこととしております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有方針は「 投資株式の区分の基準及び考え方」に記載のとおりです。保有の合理性や個別銘柄の保有の適否に関する検証については、保有先企業と直接関係を有する部門が取引状況に基づいた検討を行います。

取得時・売却等の保有の適否に関しましては、取得価額等の多寡に応じて、代表取締役社長や取締役会が業績及び財政状態への影響について検証を行います。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	7	73
非上場株式以外の株式	34	1,824

( 当事業年度において株式数が増加した銘柄 )

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	12	21	取引先持株会を通じた取得等

( 当事業年度において株式数が減少した銘柄 )

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	1
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)フジオフードシステム	409,224	202,909	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2 (株式数が増加した理由)取引先持株会 を通じた取得	無
	550	623		
キッコーマン(株)	50,000	50,000	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2	有
	230	271		
日本マクドナルド ホールディングス(株)	38,118	37,554	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2 (株式数が増加した理由)取引先持株会 を通じた取得	無
	185	192		
マクドナルド(株)	10,000	10,000	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	178	210		
(株)サトー商会	76,209	75,513	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2 (株式数が増加した理由)取引先持株会 を通じた取得	無
	105	125		
(株)ホットランド	70,000	70,000	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	66	113		
(株)三菱UFJフィナ ンシャル・グループ	157,300	157,300	(保有目的)主要取引金融機関として、 資金や事業運営に有益な情報の供給先と して、安定的な関係を維持するため (定量的な保有効果)(注)2	有
	63	86		
(株)カネカ	19,200	19,200	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2	有
	49	79		
(株)リテールパート ナーズ	60,127	58,148	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2 (株式数が増加した理由)取引先持株会 を通じた取得	無
	37	67		
(株)キューソー流通シ ステム	22,100	22,100	(保有目的)物流パートナーとしての関 係強化のため (定量的な保有効果)(注)2	有
	35	45		
(株)ハークスレイ	31,200	31,200	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	33	34		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
東日本旅客鉄道(株)	4,000	4,000	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	32	42		
(株)セブン&アイ・ ホールディングス	8,849	8,070	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2 (株式数が増加した理由)取引先持株会 を通じた取得	無
	31	33		
(株)三井住友フィナン シャルグループ	10,753	10,753	(保有目的)主要取引金融機関として、 資金や事業運営に有益な情報の供給先と して、安定的な関係を維持するため (定量的な保有効果)(注)2	有
	28	41		
ロイヤルホールディ ングス(株)	13,000	13,000	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	22	35		
(株)みずほフィナン シャルグループ	177,800	177,800	(保有目的)主要取引金融機関として、 資金や事業運営に有益な情報の供給先と して、安定的な関係を維持するため (定量的な保有効果)(注)2	有
	21	30		
(株)トーヨー	11,000	11,000	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	18	24		
尾家産業(株)	12,650	12,650	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	18	16		
(株)ポプラ	35,092	32,720	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2 (株式数が増加した理由)取引先持株会 を通じた取得	無
	16	18		
チムニー(株)	8,371	7,312	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2 (株式数が増加した理由)取引先持株会 を通じた取得	無
	13	19		
ユニー・ファミリー マートホールディ ングス(株)	6,480	6,165	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2 (株式数が増加した理由)取引先持株会 を通じた取得	無
	12	17		
(株)ハチパン	4,000	4,000	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	11	12		
(株)ミニストップ	7,300	7,300	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	10	12		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ドトール・日レス ホールディングス	5,000	5,000	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	8	10		
(株)プレナス	4,670	4,670	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	8	8		
日糧製パン(株)	3,470	3,470	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	6	6		
(株)大光	9,104	8,447	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2 (株式数が増加した理由)取引先持株会 を通じた取得	無
	5	5		
わらべや日洋ホール ディングス(株)	3,111	2,723	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2 (株式数が増加した理由)取引先持株会 を通じた取得	有
	5	4		
(株)共立メンテナンス	1,350	1,287	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2 (株式数が増加した理由)取引先持株会 を通じた取得	無
	3	7		
太陽化学(株)	2,420	2,420	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2	有
	3	3		
(株)フレンドリー	2,000	2,000	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	2	3		
(株)ダイナックホール ディングス	2,000	2,000	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	2	3		
伊藤忠食品(株)	100	100	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2	有
	0	0		
セントラルフォレス トグループ(株)(注) 1	1,000	-	(保有目的)取引先としての関係強化と 双方の企業価値向上のため (定量的な保有効果)(注)2 (株式数が増加した理由)既保有非上場 株式(トークン)が完全子会社化され、 当銘柄に転換されたため	無
	1	-		

(注)1. 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2. 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難ですが、毎期、個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証しており、2020年3月31日を基準とした検証の結果、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び当事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

会計基準等の内容又はその変更等についての的確に対応するために、公益財団法人 財務会計基準機構へ加入しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	10,927	10,747
受取手形及び売掛金	3 13,398	11,399
商品及び製品	1,900	2,060
仕掛品	10	9
原材料及び貯蔵品	1,038	958
未収入金	89	127
その他	580	317
貸倒引当金	0	2
流動資産合計	27,945	25,617
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2 19,275	2 21,047
減価償却累計額	7,682	8,445
建物及び構築物(純額)	11,593	12,601
機械装置及び運搬具	2 23,355	2 26,546
減価償却累計額	11,853	13,830
機械装置及び運搬具(純額)	11,501	12,716
工具、器具及び備品	2 1,698	2 1,733
減価償却累計額	1,177	1,316
工具、器具及び備品(純額)	521	416
土地	2 5,900	2 5,903
リース資産	84	73
減価償却累計額	15	12
リース資産(純額)	69	61
建設仮勘定	5,921	126
有形固定資産合計	35,507	31,826
無形固定資産	201	169
投資その他の資産		
投資有価証券	1 5,041	1 4,666
退職給付に係る資産	75	151
繰延税金資産	287	308
差入保証金	362	355
保険積立金	569	560
その他	146	138
貸倒引当金	32	26
投資その他の資産合計	6,450	6,153
固定資産合計	42,159	38,149
資産合計	70,105	63,767

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	9,648	7,938
電子記録債務	3,903	715
1年内返済予定の長期借入金	1,696	1,513
未払金	4,933	3,605
未払法人税等	604	439
賞与引当金	435	434
役員賞与引当金	17	16
売上割戻引当金	17	18
営業外電子記録債務	921	1
その他	1,146	1,072
流動負債合計	20,323	15,757
固定負債		
長期借入金	10,085	8,571
繰延税金負債	39	41
役員退職慰労引当金	468	382
退職給付に係る負債	395	394
長期末払金	5,792	4,425
その他	98	90
固定負債合計	16,880	13,907
負債合計	37,204	29,664
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,424	5,424
資本剰余金	5,691	5,691
利益剰余金	20,626	22,190
自己株式	1	1
株主資本合計	31,740	33,305
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,227	899
為替換算調整勘定	14	44
退職給付に係る調整累計額	54	56
その他の包括利益累計額合計	1,159	797
純資産合計	32,900	34,103
負債純資産合計	70,105	63,767

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	73,989	74,480
売上原価	55,778	56,635
売上総利益	18,210	17,844
販売費及び一般管理費	1, 2 15,094	1, 2 14,944
営業利益	3,116	2,900
営業外収益		
持分法による投資利益	3	67
受取賃貸料	15	15
受取利息及び配当金	36	40
その他	128	90
営業外収益合計	184	213
営業外費用		
支払利息	97	100
為替差損	49	1
その他	9	8
営業外費用合計	155	110
経常利益	3,145	3,003
特別利益		
投資有価証券売却益	13	-
補助金収入	156	159
その他	5 562	10
特別利益合計	732	169
特別損失		
減損損失	4 44	4 4
災害による損失	22	2
固定資産除却損	3 19	3 3
賃貸借契約解約損	-	53
その他	10	3
特別損失合計	96	68
税金等調整前当期純利益	3,781	3,104
法人税、住民税及び事業税	1,266	958
法人税等調整額	217	88
法人税等合計	1,484	1,046
当期純利益	2,296	2,058
親会社株主に帰属する当期純利益	2,296	2,058

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	2,296	2,058
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	163	328
退職給付に係る調整額	32	2
持分法適用会社に対する持分相当額	16	30
その他の包括利益合計	180	361
包括利益	2,476	1,696
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,476	1,696

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,424	5,691	18,890	1	30,004
当期変動額					
剰余金の配当			560		560
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,296		2,296
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,736	0	1,736
当期末残高	5,424	5,691	20,626	1	31,740

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	1,064	2	87	979	30,984
当期変動額					
剰余金の配当					560
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,296
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	163	16	32	180	180
当期変動額合計	163	16	32	180	1,916
当期末残高	1,227	14	54	1,159	32,900

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,424	5,691	20,626	1	31,740
当期変動額					
剰余金の配当			494		494
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,058		2,058
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,564	-	1,564
当期末残高	5,424	5,691	22,190	1	33,305

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	1,227	14	54	1,159	32,900
当期変動額					
剰余金の配当					494
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,058
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	328	30	2	361	361
当期変動額合計	328	30	2	361	1,202
当期末残高	899	44	56	797	34,103

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	3,781	3,104
減価償却費	2,077	2,966
減損損失	44	4
固定資産圧縮損	-	851
貸倒引当金の増減額(は減少)	4	3
賞与引当金の増減額(は減少)	3	0
役員賞与引当金の増減額(は減少)	0	0
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	37	15
その他の引当金の増減額(は減少)	550	-
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	28	85
受取利息及び受取配当金	36	40
支払利息	97	100
固定資産除却損	19	3
補助金収入	156	1,020
売上債権の増減額(は増加)	167	1,999
たな卸資産の増減額(は増加)	28	79
仕入債務の増減額(は減少)	213	1,897
前払費用の増減額(は増加)	8	171
未払金の増減額(は減少)	999	655
未払消費税等の増減額(は減少)	268	535
未払費用の増減額(は減少)	20	85
その他の資産の増減額(は増加)	197	344
その他の負債の増減額(は減少)	40	67
その他	15	67
小計	3,824	5,718
利息及び配当金の受取額	36	40
利息の支払額	97	100
補助金の受取額	156	1,020
法人税等の支払額	1,515	1,103
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,405	5,575
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	6,635	2,017
無形固定資産の取得による支出	96	51
投資有価証券の取得による支出	21	22
投資有価証券の売却による収入	19	-
関係会社株式の取得による支出	2,164	-
その他	3	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,895	2,098
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	4,960	-
長期借入金の返済による支出	1,475	1,696
配当金の支払額	559	494
割賦取引による収入	3,729	-
割賦債務の返済による支出	2,303	1,459
その他	6	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,345	3,657
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,145	179
現金及び現金同等物の期首残高	13,072	10,927
現金及び現金同等物の期末残高	10,927	10,747

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 9社

主要な連結子会社名

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

なお、清算した子会社1社を連結の範囲から除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社数 2社

会社の名称

PT.Intan Kenkomayo Indonesia

MKU Holdings, Inc.

(2) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) のれん相当額の処理

MKU Holdings, Inc.において持分法適用の結果生じたのれん相当額については、20年以内の定額法により償却を行っております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。

デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物.....10～42年

機械装置及び運搬具.....5～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法により回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

売上割戻引当金

当連結会計年度に負担すべき割戻金の支払に備えるため、売上実績額に見積割戻率を乗じた額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、当該処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ      ヘッジ対象...借入金の利息

ヘッジ方針

当社の社内規程により定める基本ルールに基づき金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

## ( 1 ) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

## ( 2 ) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

## ( 3 ) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

## ( 1 ) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

( 2 ) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

( 1 ) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされています。

( 2 ) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において「固定資産」の「その他」に含めていた「退職給付に係る資産」は重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定資産」の「その他」に表示していた221百万円は、「退職給付に係る資産」75百万円、「その他」146百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「税金等調整前当期純利益」に含めていた「補助金収入」及び「補助金の受取額」は重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「小計」に表示していた3,980百万円は、「補助金収入」156百万円、「補助金の受取額」156百万円、「小計」3,824百万円として組み替えております。

(追加情報)

(会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、足元の業績に影響が生じております。

ただし、固定資産の減損の兆候が見られた資金生成単位のうち主要なものについては、減損の認識の判定に用いた事業計画と4月以降の業績を対比した結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が軽微であったため、今後も同様に軽微な状況が継続するという仮定に基づいて、会計上の見積りを行っております。

なお、固定資産の減損の兆候が見られた資金生成単位のうち主要なもの以外のもの及び税効果会計等におきましては、今後、2021年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続する仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

## (連結貸借対照表関係)

## 1 投資有価証券のうち関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券	2,495百万円	2,532百万円
(うち、共同支配企業に対する投資)	115百万円	164百万円

## 2 固定資産の取得価額から直接減額している国庫補助金等の圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	499百万円	1,351百万円
機械装置及び運搬具	680百万円	672百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
土地	283百万円	283百万円
計	1,463百万円	2,307百万円

## 3 連結会計年度末日満期手形及び電子記録債務の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理をしております。なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の前連結会計年度末日満期手形及び電子記録債務が前連結会計年度末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
受取手形	206百万円	-百万円
電子記録債務	206百万円	-百万円

## (連結損益計算書関係)

## 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料手当	3,018百万円	2,963百万円
賞与引当金繰入額	457百万円	444百万円
退職給付費用	140百万円	142百万円
役員退職慰労引当金繰入額	28百万円	25百万円
物流費	6,482百万円	6,620百万円
役員賞与引当金繰入額	17百万円	15百万円

## 2 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	583百万円	614百万円

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	17百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	1百万円	2百万円
工具、器具及び備品	1百万円	0百万円
計	19百万円	3百万円

4 減損損失の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度において計上した減損損失の内訳は、以下のとおりであります。

用途	場所	種類	減損損失
遊休資産	京都府他	機械装置及び運搬具	3百万円
	東京都他	電話加入権	20百万円
	北海道 白老町	土地	19百万円

当社グループは資産を事業用資産、賃貸用資産、遊休資産、店舗及び共用資産にグルーピングしております。

機械装置及び運搬具、電話加入権については、帳簿価額全額を回収不能と判断し、減損損失（24百万円）として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しておりますが、売却可能性が見込めないため零として評価しております。

土地については、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失（19百万円）として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定による不動産鑑定評価基準を基に算定した金額によっております。

当連結会計年度において計上した減損損失の内訳は、以下のとおりであります。

用途	場所	種類	減損損失
遊休資産	京都府他	機械装置及び運搬具	4百万円

当社グループは資産を事業用資産、賃貸用資産、遊休資産、店舗及び共用資産にグルーピングしております。

遊休資産については、帳簿価額全額を回収不能と判断し、減損損失（4百万円）として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しておりますが、売却可能性が見込めないため零として評価しております。

5 「その他」の内訳は、その他の引当金（固定資産除却引当金）戻入額等であります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	278百万円	433百万円
組替調整額	13百万円	-百万円
税効果調整前	264百万円	433百万円
税効果額	101百万円	105百万円
その他有価証券評価差額金	163百万円	328百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1百万円	32百万円
組替調整額	46百万円	28百万円
税効果調整前	47百万円	3百万円
税効果額	14百万円	1百万円
退職給付に係る調整額	32百万円	2百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	16百万円	30百万円
組替調整額	-百万円	-百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	16百万円	30百万円
その他の包括利益合計	180百万円	361百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	16,476,000	-	-	16,476,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	441	137	-	578

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加137株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月29日 定時株主総会	普通株式	313	19.00	2018年3月31日	2018年6月30日
2018年11月9日 取締役会	普通株式	247	15.00	2018年9月30日	2018年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	247	15.00	2019年3月31日	2019年6月27日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	16,476,000	-	-	16,476,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	578	-	-	578

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	247	15.00	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	247	15.00	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	263	16.00	2020年3月31日	2020年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	10,927百万円	10,747百万円
現金及び現金同等物	10,927百万円	10,747百万円

2 重要な非資金取引の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
有形固定資産取得による割賦未払金の期末残高	7,007百万円	5,547百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金の調達をしております。一時的な余資は大口定期預金等の金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達する方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、長期借入金及び長期未払金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で13年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「4. 会計方針に関する事項」に記載されている「(5) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、「与信管理規程」に従い、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の「与信管理規程」に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先に高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた「デリバティブ管理規程」に基づき、財務経理本部において、ヘッジの有効性の確認を行い、取締役会にて承認を受けております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理本部が適時に資金繰りを確認・更新することにより適正な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

#### （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)をご参照下さい。

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,927	10,927	-
(2) 受取手形及び売掛金	13,398	13,398	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	2,471	2,471	-
資産計	26,797	26,797	-
(1) 買掛金	9,648	9,648	-
(2) 電子記録債務	903	903	-
(3) 未払金	3,479	3,479	-
(4) 営業外電子記録債務	921	921	-
(5) 長期借入金( )	11,782	11,775	6
(6) 長期未払金( )	7,246	6,978	268
負債計	33,981	33,706	275

( ) 未払金のうち1年内返済予定の長期未払金については長期未払金に含めており、1年内返済予定の長期借入金については長期借入金に含めております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,747	10,747	-
(2) 受取手形及び売掛金	11,399	11,399	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	2,061	2,061	-
資産計	24,207	24,207	-
(1) 買掛金	7,938	7,938	-
(2) 電子記録債務	715	715	-
(3) 未払金	2,475	2,475	-
(4) 営業外電子記録債務	1	1	-
(5) 長期借入金（ ）	10,085	10,100	15
(6) 長期未払金（ ）	5,555	5,327	227
負債計	26,772	26,561	212

( ) 未払金のうち1年内返済予定の長期未払金については長期未払金に含めており、1年内返済予定の長期借入金については長期借入金に含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

#### 負 債

(1) 買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 未払金、(4) 営業外電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) 長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

#### デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載してあります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額  
 (単位: 百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	74	73
関係会社株式	2,495	2,532
合計	2,569	2,605

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
 前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,927	-	-	-
受取手形及び売掛金	13,398	-	-	-
合計	24,325	-	-	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,747	-	-	-
受取手形及び売掛金	11,399	-	-	-
合計	22,146	-	-	-

(注4) 長期借入金及び長期未払金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,696	1,513	1,490	1,490	1,186	4,403
長期未払金	1,454	1,362	908	877	540	2,104
合計	3,151	2,876	2,398	2,368	1,726	6,507

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,513	1,490	1,490	1,186	547	3,856
長期未払金	1,129	906	875	540	429	1,674
合計	2,643	2,396	2,366	1,726	976	5,530

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	2,463	774	1,688
	小計	2,463	774	1,688
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	8	8	0
	小計	8	8	0
合計		2,471	782	1,688

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	1,929	660	1,268
	小計	1,929	660	1,268
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	131	145	14
	小計	131	145	14
合計		2,061	806	1,254

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)
株式	19	13
合計	19	13

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)
株式	-	-
合計	-	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関係

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	163	27	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	27	-	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度、確定給付企業年金制度のほか、主任以上の役職者について役職者年金制度を採用しております。なお、一部連結子会社では、確定拠出制度である中小企業退職金共済制度に加入しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,041百万円	2,130百万円
勤務費用	171百万円	174百万円
利息費用	0百万円	0百万円
数理計算上の差異の発生額	3百万円	66百万円
退職給付の支払額	84百万円	187百万円
退職給付債務の期末残高	2,130百万円	2,183百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	1,675百万円	1,810百万円
期待運用収益	25百万円	27百万円
数理計算上の差異の発生額	4百万円	34百万円
事業主からの拠出額	170百万円	169百万円
退職給付の支払額	65百万円	101百万円
年金資産の期末残高	1,810百万円	1,939百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表上に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,734百万円	1,788百万円
年金資産	1,810百万円	1,939百万円
	75百万円	151百万円
非積立型制度の退職給付債務	395百万円	394百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	320百万円	243百万円
退職給付に係る負債	395百万円	394百万円
退職給付に係る資産	75百万円	151百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	320百万円	243百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	171百万円	174百万円
利息費用	0百万円	0百万円
期待運用収益	25百万円	27百万円
数理計算上の差異の費用処理額	46百万円	28百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	192百万円	175百万円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
数理計算上の差異	47百万円	3百万円
合計	47百万円	3百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識数理計算上の差異	78百万円	81百万円
合計	78百万円	81百万円

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
生命保険一般勘定	100%	100%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
割引率	0.0%	0.0%
長期期待運用収益率	1.5%	1.5%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度42百万円、当連結会計年度39百万円であります。

## ( 税効果会計関係 )

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 ( 2019年 3月31日 )	当連結会計年度 ( 2020年 3月31日 )
<b>繰延税金資産</b>		
税務上の繰越欠損金 (注) 2	265百万円	288百万円
未払事業税等	59百万円	37百万円
賞与引当金	140百万円	139百万円
概算販売促進費	26百万円	21百万円
減価償却費の損金算入限度超過額	166百万円	176百万円
役員退職慰労引当金	143百万円	117百万円
退職給付に係る負債	121百万円	121百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	10百万円	9百万円
減損損失	165百万円	162百万円
投資有価証券評価損	220百万円	220百万円
ゴルフ会員権評価損	23百万円	23百万円
その他	77百万円	118百万円
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>1,421百万円</b>	<b>1,438百万円</b>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	223百万円	281百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	426百万円	448百万円
<b>評価性引当額小計 (注) 1</b>	<b>650百万円</b>	<b>730百万円</b>
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>771百万円</b>	<b>707百万円</b>
<b>繰延税金負債</b>		
固定資産評価替	37百万円	37百万円
退職給付に係る資産	23百万円	46百万円
その他有価証券評価差額金	460百万円	355百万円
固定資産圧縮積立金	1百万円	1百万円
その他	0百万円	1百万円
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>523百万円</b>	<b>441百万円</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>247百万円</b>	<b>266百万円</b>

(注) 1. 評価性引当額が80百万円増加しております。この増加の主な内容は、連結子会社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を58百万円追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	10	-	-	255	265
評価性引当額	-	-	10	-	-	213	223
繰延税金資産	-	-	-	-	-	41	(2)41

- (1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。  
(2) 税務上の繰越欠損金265百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産41百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2019年3月期に連結子会社において税引前当期純損失を708百万円計上したことにより生じたものであり、2020年3月期の業績予想に基づく将来の課税所得の回復見込みにより、回収可能と判断し評価性引当金を認識しておりません。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(3)	-	7	-	-	-	280	288
評価性引当額	-	7	-	-	-	273	281
繰延税金資産	-	-	-	-	-	6	(4)6

- (3) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。  
(4) 税務上の繰越欠損金288百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産6百万円を計上しております。当該繰延税金資産6百万円は、連結子会社における税務上の繰越欠損金の一部について認識したものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当金を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等の永久差異	0.60%	0.66%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.05%	0.07%
住民税均等割	1.29%	1.60%
税額控除	1.42%	0.99%
評価性引当額	8.22%	1.87%
持分法による投資損益	0.03%	0.66%
その他	0.02%	0.67%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.25%	33.70%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「調味料・加工食品事業」及び「総菜関連事業等」を営んでおり、業種別に区分された事業ごとに、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは業種別に区分された事業を基盤としたセグメントから構成されており、「調味料・加工食品事業」及び「総菜関連事業等」の2つを報告セグメントとしております。「調味料・加工食品事業」は調理加工食品、マヨネーズ・ドレッシング類及びタマゴ加工品の製造・販売をしております。「総菜関連事業等」はフレッシュ総菜（日配サラダ・惣菜）の製造及び量販店等への販売、また主に、当社からの調理加工食品及びタマゴ加工品の生産受託事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務 諸表 計上額 (注3)
	調味料・ 加工食品 事業	総菜関連 事業等	計				
売上高							
外部顧客に対する売上高	59,689	13,105	72,795	1,194	73,989	-	73,989
セグメント間の内部売上高又は振替高	631	8,753	9,384	-	9,384	9,384	-
計	60,321	21,859	82,180	1,194	83,374	9,384	73,989
セグメント利益又は損失( )	3,219	83	3,135	6	3,142	2	3,145
セグメント資産	53,784	17,802	71,587	2,672	74,260	4,154	70,105
その他の項目							
減価償却費	1,365	708	2,074	3	2,077	-	2,077
受取利息	5	0	5	0	5	5	0
支払利息	30	71	101	0	102	5	97
持分法による投資利益又は損失( )	-	-	-	3	3	-	3
持分法適用会社への投資額	-	-	-	2,495	2,495	-	2,495
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6,419	811	7,230	0	7,230	-	7,230

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ショップ事業、海外事業を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失( )の調整額 2百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額 4,154百万円は、セグメント間の債権の相殺消去によるものであります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務 諸表 計上額 (注3)
	調味料・ 加工食品 事業	総菜関連 事業等	計				
売上高							
外部顧客に対する売上高	59,093	14,250	73,344	1,136	74,480	-	74,480
セグメント間の内部売上高又は振替高	648	8,138	8,786	-	8,786	8,786	-
計	59,742	22,388	82,131	1,136	83,267	8,786	74,480
セグメント利益又は損失( )	2,532	396	2,928	80	3,009	6	3,003
セグメント資産	48,012	16,198	64,211	2,691	66,902	3,134	63,767
その他の項目							
減価償却費	2,187	776	2,963	3	2,966	-	2,966
受取利息	9	0	9	0	9	7	1
支払利息	38	68	106	0	107	7	100
持分法による投資利益又は損失( )	-	-	-	67	67	-	67
持分法適用会社への投資額	-	-	-	2,532	2,532	-	2,532
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,844	125	5,969	-	5,969	-	5,969

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ショップ事業、海外事業を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失( )の調整額 6百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額 3,134百万円は、セグメント間の債権の相殺消去によるものであります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ベンダーサービス株式会社	8,902	調味料・加工食品事業

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ベンダーサービス株式会社	8,550	調味料・加工食品事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		
	調味料・加工食品事業	総菜関連事業等	計
減損損失	24	19	44

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		
	調味料・加工食品事業	総菜関連事業等	計
減損損失	4	-	4

【報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
1株当たり純資産額	1,996円95銭	2,069円93銭
1株当たり当期純利益	139円40銭	124円94銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	2,296	2,058
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	2,296	2,058
普通株式の期中平均株式数（株）	16,475,490	16,475,422

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	1,696	1,513	0.46	-
1年以内に返済予定のリース債務	7	7	0.93	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	10,085	8,571	0.50	2032年11月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	61	54	0.90	2028年10月
その他有利子負債				
未払金	1,454	1,129	0.49	-
長期未払金	5,792	4,425	0.79	2033年3月
受入保証金	31	30	1.20	-
合計	19,126	15,729	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. その他有利子負債の受入保証金は、固定負債の「その他」に含まれております。

3. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,490	1,490	1,186	547
リース債務	7	7	7	7
その他有利子負債				
長期未払金	906	875	540	429

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

( 2 ) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

( 累計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 ( 百万円 )	18,510	37,766	57,335	74,480
税金等調整前 四半期 ( 当期 ) 純利益 ( 百万円 )	760	1,607	2,505	3,104
親会社株主に帰属する 四半期 ( 当期 ) 純利益 ( 百万円 )	525	1,104	1,709	2,058
1 株当たり 四半期 ( 当期 ) 純利益 ( 円 )	31.89	67.03	103.79	124.94

( 会計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 ( 円 )	31.89	35.14	36.76	21.15

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	8,325	7,750
受取手形	4,317	112
売掛金	11,523	9,850
電子記録債権	27	33
商品及び製品	1,913	2,073
仕掛品	1	2
原材料及び貯蔵品	774	666
前払費用	172	180
関係会社短期貸付金	547	257
未収入金	140	105
その他	326	208
貸倒引当金	0	2
流動資産合計	23,969	21,137
固定資産		
有形固定資産		
建物	35,318	36,554
構築物	332	345
機械及び装置	38,246	39,815
車両運搬具	30	30
工具、器具及び備品	3348	3286
土地	34,338	34,338
リース資産	58	52
建設仮勘定	5,921	126
有形固定資産合計	24,564	21,627
無形固定資産		
無形固定資産	164	137
投資その他の資産		
投資有価証券	2,284	1,897
関係会社株式	3,538	3,888
関係会社長期貸付金	600	550
繰延税金資産	187	222
差入保証金	278	270
保険積立金	569	560
前払年金費用	147	212
その他	81	133
貸倒引当金	107	94
投資その他の資産合計	7,581	7,641
固定資産合計	32,310	29,406
資産合計	56,280	50,544

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
電子記録債務	4,903	715
買掛金	19,202	17,350
1年内返済予定の長期借入金	1,563	1,231
未払金	13,753	12,765
未払費用	522	494
未払法人税等	440	364
賞与引当金	343	352
役員賞与引当金	15	13
売上割戻引当金	7	7
営業外電子記録債務	921	1
その他	111	48
流動負債合計	17,786	13,345
固定負債		
長期借入金	4,664	3,432
長期未払金	11,962	1,042
退職給付引当金	386	371
役員退職慰労引当金	463	376
その他	83	76
固定負債合計	7,561	5,299
負債合計	25,348	18,645
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,424	5,424
資本剰余金		
資本準備金	5,691	5,691
資本剰余金合計	5,691	5,691
利益剰余金		
利益準備金	138	138
その他利益剰余金		
別途積立金	14,999	16,699
繰越利益剰余金	3,587	3,163
利益剰余金合計	18,725	20,001
自己株式	1	1
株主資本合計	29,839	31,115
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,092	783
評価・換算差額等合計	1,092	783
純資産合計	30,932	31,899
負債純資産合計	56,280	50,544

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	2 60,321	2 59,740
売上原価	2 45,739	2 46,021
売上総利益	14,582	13,719
販売費及び一般管理費	1 11,475	1 11,326
営業利益	3,107	2,393
営業外収益		
受取賃貸料	2 58	2 58
受取利息及び配当金	2 340	2 44
貸倒引当金戻入額	1	11
その他	100	2 70
営業外収益合計	501	185
営業外費用		
支払利息	30	38
為替差損	49	1
その他	8	6
営業外費用合計	87	46
経常利益	3,520	2,532
特別利益		
補助金収入	37	72
その他	4 561	-
特別利益合計	599	72
特別損失		
減損損失	24	4
災害による損失	7	0
固定資産除却損	3 3	3 1
ゴルフ会員権売却損	1	-
特別損失合計	36	6
税引前当期純利益	4,083	2,598
法人税、住民税及び事業税	996	765
法人税等調整額	178	63
法人税等合計	1,175	828
当期純利益	2,907	1,770

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	5,424	5,691	5,691	138	13,299	2,939	16,378
当期変動額							
別途積立金の積立					1,700	1,700	-
剰余金の配当						560	560
当期純利益						2,907	2,907
自己株式の取得							
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	1,700	647	2,347
当期末残高	5,424	5,691	5,691	138	14,999	3,587	18,725

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1	27,492	944	944	28,436
当期変動額					
別途積立金の積立		-			-
剰余金の配当		560			560
当期純利益		2,907			2,907
自己株式の取得	0	0			0
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）			148	148	148
当期変動額合計	0	2,347	148	148	2,495
当期末残高	1	29,839	1,092	1,092	30,932

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	5,424	5,691	5,691	138	14,999	3,587	18,725
当期変動額							
別途積立金の積立					1,700	1,700	-
剰余金の配当						494	494
当期純利益						1,770	1,770
自己株式の取得							
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	1,700	424	1,275
当期末残高	5,424	5,691	5,691	138	16,699	3,163	20,001

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1	29,839	1,092	1,092	30,932
当期変動額					
別途積立金の積立		-			-
剰余金の配当		494			494
当期純利益		1,770			1,770
自己株式の取得					-
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)			309	309	309
当期変動額合計	-	1,275	309	309	966
当期末残高	1	31,115	783	783	31,899

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物.....10～38年

機械装置及び運搬具... 5～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法により回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 売上割戻引当金

当事業年度に負担すべき割戻金の支払に備えるため、売上実績額に見積割戻率を乗じた額を計上しております。

#### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)に基づく定率法によって翌事業年度より費用処理しております。

#### (6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) ヘッジ会計の方法

###### ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、当該処理によっております。

###### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ      ヘッジ対象...借入金の利息

###### ヘッジ方針

当社の社内規程により定める基本ルールに基づき金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

###### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

##### (2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

##### (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

##### (追加情報)

###### (会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、足元の業績に影響が生じております。

固定資産の減損及び税効果会計等におきましては、今後、2021年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続する仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

## (貸借対照表関係)

## 1 関係会社に係る注記

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主な資産・負債は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	392百万円	276百万円
短期金銭債務	1,492百万円	861百万円
長期金銭債務	230百万円	-百万円

## 2 保証債務

関係会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

## 保証債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(株)関東ダイエツクック	5,719百万円	5,407百万円
(株)ダイエツクック白老	3,686百万円	3,473百万円
ライラック・フーズ(株)	392百万円	339百万円
計	9,798百万円	9,221百万円

## 3 固定資産の取得価額から直接減額している国庫補助金等の圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	487百万円	1,241百万円
構築物	2百万円	2百万円
機械及び装置	658百万円	658百万円
車輛運搬具	0百万円	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
土地	283百万円	283百万円
計	1,432百万円	2,187百万円

## 4 期末日満期手形及び電子記録債務の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理しております。なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債務が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
受取手形	206百万円	-百万円
電子記録債務	206百万円	-百万円

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度48%、当事業年度49%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度52%、当事業年度51%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
運賃	3,844百万円	3,855百万円
倉敷料	1,211百万円	1,224百万円
給料	1,986百万円	1,963百万円
減価償却費	120百万円	109百万円
役員退職慰労引当金繰入額	27百万円	24百万円
退職給付費用	122百万円	124百万円
賞与引当金繰入額	237百万円	232百万円
役員賞与引当金繰入額	15百万円	13百万円

- 2 関係会社との取引高は、下記のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	631百万円	648百万円
仕入高	8,479百万円	7,904百万円
営業取引以外の取引による取引高	356百万円	58百万円

- 3 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	1百万円	0百万円
機械及び装置	0百万円	1百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
計	3百万円	1百万円

- 4 「その他」の内訳は、その他の引当金(固定資産除却引当金)戻入額等であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,377百万円、関連会社株式2,511百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,027百万円、関連会社株式2,511百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2019年 3月31日 )	当事業年度 ( 2020年 3月31日 )
繰延税金資産		
未払事業税等	44百万円	30百万円
賞与引当金	109百万円	111百万円
売上割戻引当金	2百万円	2百万円
概算販売促進費	24百万円	18百万円
減価償却費の損金算入限度超過額	92百万円	103百万円
役員退職慰労引当金	142百万円	115百万円
退職給付引当金	118百万円	113百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	32百万円	28百万円
減損損失	56百万円	54百万円
投資有価証券評価損	165百万円	165百万円
ゴルフ会員権評価損	23百万円	23百万円
関係会社株式評価損	92百万円	92百万円
その他	82百万円	79百万円
繰延税金資産小計	987百万円	940百万円
評価性引当額	355百万円	351百万円
繰延税金資産合計	632百万円	588百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	399百万円	301百万円
前払年金費用	45百万円	64百万円
繰延税金負債合計	444百万円	366百万円
繰延税金資産の純額	187百万円	222百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 ( 2019年 3月31日 )	当事業年度 ( 2020年 3月31日 )
法定実効税率	30.62%	
( 調整 )		
交際費等の永久差異	0.45%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.30%	
住民税均等割	1.05%	
評価性引当額の増減	0.10%	
税額控除	1.30%	
その他	0.16%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.78%	

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形固定資産						
建物	5,318	2,367	754	378	6,554	4,775
構築物	332	151	-	29	453	544
機械及び装置	8,246	3,174	6 (4)	1,598	9,815	11,206
車両運搬具	0	0	-	0	0	8
工具、器具及び備品	348	53	0	114	286	1,104
土地	4,338	-	-	-	4,338	-
リース資産	58	-	-	6	52	10
建設仮勘定	5,921	532	6,327	-	126	-
有形固定資産計	24,564	6,280	7,089 (4)	2,127	21,627	17,648
無形固定資産計	164	127	94	59	137	-

(注) 1. 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

建物	増設工事	西日本工場	2,067百万円
機械及び装置	増設工事	西日本工場	3,128百万円

2. 当期減少額の主なものは次のとおりであります。

建物	圧縮記帳額	静岡富士山工場	482百万円
建物	圧縮記帳額	西日本工場	272百万円
建設仮勘定	増設工事	西日本工場	5,962百万円

3. 当期減少額のうち( )内は内書きで減損損失の計上額であります。  
当期減少額に含まれている減損損失額は4百万円であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	107	16	26	96
賞与引当金	343	352	343	352
役員賞与引当金	15	13	15	13
売上割戻引当金	7	7	7	7
役員退職慰労引当金	463	24	111	376

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 なお、電子公告は当会社のウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 <a href="https://www.kenkomayo.co.jp">https://www.kenkomayo.co.jp</a>
株主に対する特典	単元株主に対し、年1回当社製品を贈呈します。

(注) 2006年6月29日開催の定時株主総会決議により定款の一部変更が行われ、下記のとおり単元未満株主の権利を制限しております。

単元未満株式を有する株主の権利

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第62期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

2019年6月26日 関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月26日 関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第63期第1四半期 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

2019年8月8日 関東財務局長に提出

第63期第2四半期 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

2019年11月11日 関東財務局長に提出

第63期第3四半期 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

2020年2月12日 関東財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書(定時株主総会決議事項)

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書

2019年6月27日 関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月24日

ケンコーマヨネーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 椎 名 弘  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和 久 友 子  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているケンコーマヨネーズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケンコーマヨネーズ株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ケンコーマヨネーズ株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ケンコーマヨネーズ株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月24日

ケンコーマヨネーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 椎 名 弘  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 和 久 友 子  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているケンコーマヨネーズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケンコーマヨネーズ株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。